

1 2 月 1 6 日 (水)

(第 2 日 目)

平成27年第6回南関町議会定例会（第2号）

平成27年12月16日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問について（5名）

- ① 7番議員 ② 11番議員 ③ 5番議員 ④ 3番議員
⑤ 1番議員

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 立山比呂志君	2番 杉村博明君
3番 井下忠俊君	4番 立山秀喜君
5番 境田敏高君	6番 打越潤一君
7番 鶴地仁君	8番 田口浩君
9番 山口純子君	10番 本田眞二君
11番 橋永芳政君	12番 酒見喬君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（12名）

町 長 佐藤安彦君	税務住民課長 菅原力君
副町長 雪野栄二君	福祉課長 北原宏春君
教育長 大里耕守君	経済課長 西田裕幸君
総務課長 永松泰子君	建設課長 古澤平君
会計管理者 木村浩二君	教育課長 島崎演君
まちづくり課長 大木義隆君	延寿荘長 福井隆一君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 寺本一誠君 書記 坂口智美君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 起立、礼、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（酒見 喬君） 日程第1、一般質問を行います。

発言の通告があつていますので、質問を許します。

7番議員の質問を許します。7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） おはようございます。7番議員の鶴地です。一般質問を行わせていただきます。通告に従い、2点。まず1点目は南関高校跡地の活用について。それから2点目として大津山公園一体の整備について、この2点を質問させていただきます。

質問の要旨ですが、1番目の南関高校跡地の活用については、まず跡地活用について検討委員会の発足構想はどうですかと。それから2番目に跡地や施設の所有権は譲渡、貸与等過去の県内での統合事例ではどのようなになっているかと。3番目に跡地の総面積はどの程度か。建設方法にもよるが駐車場、施設の所要面積、進入道路の新設、憩いの空間、そしてスマートシティ構想を念頭に置いたときに各施設の所要面積はどの程度考えているか。4番目に校舎、体育館、プール等の施設の再利用についてどのように考えているかと。

2番目に大津山公園ですが、まず管理者選定での整備条件はどのようなになっているか。2番目に大津山山頂の整備についての計画はどうですか。3番目に他の施設と連携した観光ルートの発想はいかがですか、ということで質問をさせていただきます。

南関高校跡地の活用については、まだ生徒がいる中での質問ですが、残り1年と4カ月に迫っております。どのように活用していくのか、しっかり構想を練り、統合が速やかに取り組む必要があります。まずは公共施設としての活用、その中でどのような施設を考えておられるのか。

11月10日から13日まで4日間、各区において地域懇談会が開催されましたが、その中で統合された南関高校跡地の活用について触れられています。構想の一例としてスマートシティ構想を紹介されました。跡地に公共施設を集約し、利便性を図るというものですが、校舎そのものや体育館、プール等の活用、あるいは撤去、進入道整備などいろんな問題が考えられます。どのように活用するか、町民の希望、

アイデア等についてどのように対応するのか。行政単独で構想を練るのではなく、町民の希望も広く調査、組み入れていく必要があると思います。どのように進めるのか、検討委員会の設置、構想等について質問いたします。

自治体の中には市長が首長が変わった途端にそれまで進めていた方針が180度転換し、混乱を来したりしています。そのような混乱を避けるためにも町民主体の跡地活用を考えるべきだと思います。

2番目の質問は、大津山公園一体の整備についてですが、南関町のまち・ひと・しごと創生総合戦略案の中で商工業、観光産業の振興について基本的方向を示されております。観光入り込み客数の目標値を平成31年度に300万人とされております。これは案ですが、昨年度116万人、1日当たり3,186人から5年後には8,219人と約2.6倍の目標とされております。観光資源の開発整備、PRに相当取り組まなければ単なる希望的数字にしかならないと思われま。

そこで大津山公園一体の整備について計画はあるか、他の施設と連携した観光ルートの発想はどうか、白秋の里管理の構想があるが、これを連動させた構想はないかということで質問をさせていただきます。

この後の質問につきましては、自席にて行います。

○議長（酒見 喬君） 7番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 皆さま、改めまして、おはようございます。

7番、鶴地議員の南関高校跡地の活用についての御質問にお答えします。

まず、①の跡地活用について検討委員会の構想はとのことですが、南関高校跡地の活用に係る検討委員会の考えはあるのかとお尋ねだと思っておりますが、現在、南関町庁舎等検討委員会を組織して、今月まで6回の検討会が開催され、施設見学として南関高校の現状についても教頭先生の御案内で見学させていただき、校長先生からも御説明をいただいたところであります。今後、来年1月の第7回を最終として提言をいただく予定であると聞いております。この提言を受けてさらに検討していくこととしておりますので、私としましては、南関高校跡を庁舎として活用し、その他の広大な敷地については小さな拠点事業を含めたコンパクトシティ構想なども視野に入れてはと考えているところであります。

まだたくさん解決すべき課題もありますので、今のところでは議員のおっしゃる跡地活用についての検討委員会の構想は持ち合わせませんが、時期を逸さないように熊本県と南関高校の在校生の皆さんに配慮しながら、スピード感を持って計画を進めていきたいというふうに考えております。

②の跡地や施設の所有権は譲渡、貸与等過去の県内での統合事例はどのようになったかについてであります。熊本県高校教育課高校整備室に問い合わせたところ、

水俣高校と水俣工業高校の再編により、水俣工業高校の校舎を新水俣高校として利用されており、旧水俣高校の校舎1棟が水俣環境アカデミア、教育・研究施設として水俣市に無償で使用許可されております。また、旧天草東高校のグラウンドのみが熊本県民発電所の関係で、県の所管をエネルギー政策課に移され、今後の予定では貸与の形を考えているとのこととあります。また、旧氷川高校は、県立松橋支援学校高等部氷川分教室として現在も県が所有管理されております。その他、旧蘇陽高校など閉校になった跡地については、現在も県が所有管理されております。

次に、③の跡地の総面積についての質問にお答えします。南関高校の総敷地面積は、3万5,208平方メートルとなっております。なお、このうち1万557平方メートルが寄附、残り2万4,651平方メートルが買収により、県が取得されています。また、今後スマートシティ構想等を念頭に置いたときの各施設の所要面積はどの程度かとのことですが、現在の段階では庁舎等検討委員会からの最終報告を受けておりませんし、県からの譲渡の件なども含めて、これから計画していくこととしておりますので、所要面積については数値化はできておりません。

④の施設の再利用についての関連として、校舎等の耐震化についてであります。武道場に関してのみ補強が必要であります。その他教室等、体育館、管理棟に関しましては補強不要または完了しております。補強が不要なもの、完了しているものについては今後の計画次第ではありますが、なるべく有効活用ができるようにと考えております。

続きまして、2点目の大津山公園一体の整備についての御質問にお答えいたします。

大津山公園一体の整備につきましては、健康とゆとりの森整備事業により、総合的な整備を行ってきたところであります。事業終了後、現在は毎年業者委託により草刈りなどの管理を委託しております。大津山山頂までの整備につきましては、同事業の一環で4個の木橋を設置したり、木柵を設置したりして頂上までの遊歩道を整備しておりますが、頂上につきましては現在、木柵の補修程度で特別な計画はありません。観光ルートにつきましても、公園という性質上、特段のルート設定は考えておりませんが、いきいき村には町外から多くの来客がっておりますので、買い物をする際に大津山阿蘇神社を含めて利用していただけたらと思っております。

大津山公園は町民の憩いの場や散策、ウォーキング等による健康増進を図る上でも重要なものでありますので、引き続き町民に愛される公園として管理整備をしていきたいと考えております。

以上お答えしまして、詳細につきましては担当課長が答弁し、この後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 答弁はほかにありませんか。ないですね。

7 番議員。

○7 番議員（鶴地 仁君） それではまず、南関高校跡地の活用のほうから入りますが、跡地活用についてですね、来年から選挙権の年齢も引き下げられます。そういった観点から在校生にも意見を聞くという、検討委員会に入ってもらおうとか、そういったことも高校生の将来のためにもなるのではないかと思いますけど、その辺はいかがですか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 年明けに庁舎等検討委員会からの提言がなされるということでありまして、それを受けてこれから本格的な検討に入ってくると思います。そういった段階では検討するような組織づくりも必要でありますし、その中にはやっぱり今、在校生として南関高校を使われている生徒の現在の思い、そして将来の高校の跡地、どういった活用をされるかということもですね、これは在校生の皆さんの考え方もこれは非常に重要な問題でありますので、ぜひそういった組織の中にも高校生を入れることが可能であれば、ぜひ入れていきたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 7 番議員。

○7 番議員（鶴地 仁君） 過去の事例で、無償譲渡は余りなかったんですかね、何か貸与が多かったように感じましたけれども、南関高校は先ほど面積の中で3万5,000平米程度のうちの3割近くですかね、1万500程度ですか、寄附でなされております。高校として使うから寄附をされているんであってですね、高校がなくなったら県としてはその部分だけでも町に、元の所有者には無理ですから、町に対して無償譲渡するとか、全体を含めて無償譲渡の要望の理由になると思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 先ほど冒頭で答弁いたしましたとおり、県の考え方とすれば県が購入して所有しているものについては、無償でっていうことはなかなか考えにくいんじゃないかなと思っております。そういうことで町あるいは公共的な用途として使用される場合には貸与すると、そういった形になっているのが通常のございます。しかしながら、南関高校のこれまでの歴史、約3分の1を寄附で学校をつくられたということ、そういったこともございます。それとこれまで私は知事、副知事にも何回も申し上げましたけれども、最終処分場の建設のときにいろんな意見が出ておりました。それと引き換えにしたらどうかということ、そういったこともありましたけれども、上田前町長もあえてそれは言われませんでした。そして今後、南関高校が今度閉校の後、その活用に動き出すときに改めて県との交渉という

ことで思っておられたと思います。私もこれまでのそういった経緯を踏まえながら、ほかの地域とは違うということを、しっかりとここを肝に銘じながらですね、私は公共的な施設として活用はしたいと思いますけれども、やっぱりそれだけでは不足する部分があるとしても、なるべく無償でいただきたいと、そういった交渉にはいいりたいと思いますし、そのためにはやっぱり町執行部、議会、そして住民の皆さまの御理解のもとに動き出すということで、そういった取り組みを進めていきたいと考えています。

○議長（酒見 喬君） 7 番議員。

○7 番議員（鶴地 仁君） 残ってる体育館とか、校舎ですね、そういったのを私は非常に耐震の問題を尋ねましたら大丈夫というようなことでしたら、なるべくあれをそのまま活かして使うのがいいんじゃないかと思います。高校統合は県の教育委員会から一方的にと言っていいほど進められてきました。あえてですから南関高校卒業生がいる間は、あえてそのまんま外観は残してですね、それから最後の教室、最後のクラスの教室はそのまま残して会議室に使うとかですね、そういったこともいいんじゃないかなと思うんですけども。

それともう1点、あそこに庁舎等を考えられるときに、いろんな出入りが増えます。あの高校前の道だけでは、橋だけではちょっと心配ですけども、その辺の進入道路の構想はいかがですか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） これは全体的な計画を進めていく中でどこからそういった道をつくったら一番有効かということになるかと思いますが、どうしてもやっぱり今の現道の進入道路だけではそういった用途には不足すると思いますので、私は街中から大きな道を1本入れて、それを本道といいますか、そういったまちづくりも含めて、町中の活性化も含めたところの道路として進入道路をつくることができればと思います。

○議長（酒見 喬君） 7 番議員。

○7 番議員（鶴地 仁君） 校舎をそのまま残す案はいかがですか。校舎そのものをですね、中は改装ですよ、当然。しかし、概観は今まで高校統合のいきさつもあり、概観はあえてそっくりそのまま残す案です。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 校舎をそのまま残す、残さない。建物自体は残す方向になると思いますが、その外観を残すということにつきましては、高校のその建物をどういった形で使う方によって変わってまいりますので、それも含めて今後検討していく必要があると思います。

○議長（酒見 喬君） 7 番議員。

○7 番議員（鶴地 仁君） 極力残されるような方向をお願いしたいというふうに思います。

それからあと寄附された土地の件ですが、寄附された当時はですね、自分の家に入るときは何の不自由がありませんので、何もその当時は考えられなかったと思うんですよ。ところが今現在、その家の方は寄附されたところの家の方は車も入らず、水田のあぜ道を通って家の出入りをされています。そこにお客さんで行かれる時もあぜ道を通って行かれています。その辺のところを今度ちょっと直してほしいと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） その進入道路の件につきましては、本人様からは一度もお聞きしたことはありませんが、やはり今までの経緯を御存じの周りの方から何遍もお話を伺っております。ということで自分の土地は寄附したけれども、自分のところに入る道がなくなると、そういうことでありますので今までの経緯を踏まえたところで今後、全体的な整備をする中で、がそういった進入道路は町がお手伝いをしていくべきではないかなと考えています。

○議長（酒見 喬君） 7 番議員。

○7 番議員（鶴地 仁君） 何かいい方向にですね、しっかりそこは心にとめていただいております。

南関高校の跡地活用についてはこの辺でいいです。とにかく無償譲渡にできれば、無償譲渡になるような構想、大義名分をしっかりと考えて、町民みんなが納得する利便性に飛んだ施設建設にしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから大津山公園一体の整備ですけれども、管理者選定での整備条件、どのようになっていますでしょうか。例えば年に何回剪定をする、消毒をする、草刈りをする、道の掃除、いろんな条件があると思うんですよ。入札でされても条件がなければ適当に任せてやったら全然おかしい結果になりますので、その辺の整備条件はどういうふうになっていますか。入札の条件です。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 管理者選定での整備条件でございますけれども、管理者選定につきましては単年度前期・後期の2期に分けて、それぞれ仕様書に基づきまして数業者から見積もりを徴集して決定しております。委託内容につきましては、公園内の草刈り、太閤水のところの池の清掃、公衆トイレ清掃、山頂草刈り、竹林管理と多岐にわたっております。何回ぐらいやっているかということでございますけれども、これはトイレであれば2カ所ありますけれども週に4回、それから駐車

場や道路周辺の清掃であれば週1回、あと月ごとにですね、仕様書を作っております。それに基づいて作業をしていただいております。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 今、ちょうどトイレが出ましたので、週4回ですか。ちょくちょく私見に行きます。まず気になるのがあそこの照明ですね。昨日行きました。雨降って、小雨で暗かったからですね、だから照明が点くかどうか。どうなっているのかわかりません。スイッチもなければ自動なのかな、電気が点かなかったんです。それからトイレの中は非常にきれいでした。紙切れや雑誌やいろんなものが落ちておりました。何か飾られているのかなと、その辺は確認とかはされてますか。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） ぱっと見ではございませんけれども、担当のほうを確認していると思いますけども、照明については担当のほうはいつでしたか、行ったときには点いていたということは聞いておりますけども、あれは手元のスイッチはございませんで、人感センサープラスのタイマーですね。その2点で照明を点けております。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 他所の家に行ってトイレを見れば大体その家がわかると。玄関を見れば、家庭のしつけがわかるといわれます。私は県外から来た人、町外から来た人たちの印象をですね、どうかなと思うからやっぱりあそこに行ったときにはトイレをよく見ます。女子トイレは見ないですよ。男子トイレを見て、自分も入ります。入ってまだかつて電気点いたことがないんですよ。どうしてもあれはわからない。私は役場に出入りするときに入ったらすぐまちづくり課ですから、一番表と思うし、すぐまちづくり課でトイレの電気のことやいろいろな話をするんですけども、何かしっかり確認された形跡っていうか、それがありませんよ。もうトイレっていうのは一番目立ちます。今日、一般質問が終わったらずい、見に行つて確認してください。それから山頂までのずっとあの道沿いあたりもですね、その辺はいかがですか、今日行ってもらいたいと思うんですけども、約束してもらいたい。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 見に行きます。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） お願いしときます。

せつかくですから鳥獣供養塔まで行ってですね、道の状況、それから落ち葉の状況、しっかり見てください。そして下りるときに強くブレーキを踏んでみてください。

い。スリップしないかどうか。よくわかりますので、ほかの方もですね、特に町長も見に行ってください。町道脇のツツジ、昔植えたツツジ、そういったのにどういうふうな状況か、見るのが一番わかりますので、ぜひ他所から来た人に思われぬようにですね、見ていただきたいと思います。

それから先ほど整備状況を言いました。例えばですね、入札でやる時に向こうが出すんですか。剪定を年に1回、草刈りを年に3回、掃除を週に1回、そういう条件をですね、悪い条件で安くすると、しっかり整備する条件でちょっと高くなるのでは、ちょっと不平等というかそういうふうになりますけども、その辺はどうなんですか。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 複数業者に仕様書を確認してもらいまして、それに基づいて金額を出してもらって最低価格のところをお願いはしております。たまに私も園内道路、私の用もありますのでよく通ったりしたときに落ち葉が余計落ちとったりとか、そういうときがあった場合はですね、担当のほうに行きまして、業者のほうに指示をするようにはしておるつもりです。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 仕様書を同一条件でもってそれぞれの依頼業者に幾らで実施しますかと、請けますかということをやらないとですね、内容が違ったら金額にも相当差が開いて、安価のほうを選ぶというふうになりますので、仕様書はある程度統一した剪定がどれだけ、掃除はどれだけ、草刈りは年に何回とか、そういうやつをやらないと非常に整備もおろそかになりはしないかと。

なぜこの質問をしたかというのは、何人かの方から最近整備がなっていないと、草が伸び放題、刈った草はそのまま何日もほったらかしになってたと。そういったことを聞いて質問しているわけです。ですからその辺の選定をするときも仕様書、それから入札、その辺のときにはしっかり注意をしていただきたいと思います。

それから頂上の件ですが、見晴らしが非常にまた悪くなってきております。頂上の見晴らし確保のための対策は何か考えられていますか。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 頂上の見晴らし、私実際ちょっと前に何回か上ったことあるんですが、確かに見晴らしが悪くなっております。ただ、前回頂上を伐採した際にですね、町民の方から「南関富士の形が悪くなった、見苦しくなった」とかいう話も伺っておりますので、伐採するのであればですね、町民の理解を得る上でも山の形状、景観に十分配慮しつつ、また山頂からの見晴らしもよくするようにいろんな方向から検討すべきだと考えております。

○議長（酒見 喬君） 7 番議員。

○7 番議員（鶴地 仁君） 4 年ほど前ですかね、あそこを伐採されたのは。それをしばらく放っておくと大木になってしまったり、次に切るときにはまた危険な作業となってしまうし、費用もかかります。ですからあそこはやはり見晴らしを確保してきれいに整備すべきだと思います。それともう 1 つは、町のほうから見たときに山頂の形が確かに悪くなっています。いびつな形ですよ、ですからそれを解消するには北側のほう、特に南関城跡、鷹ノ原城跡方面、上内峠方面ぐらいは見えるようにですね、左側のほうも伐採して整備されれば形が整うんじゃないかなと思うんですけどもね。その辺はいかがですか。昔、相当金額をかけてあそこを整備されています。今のような状況だったらまた繰り返しですよ。税金の無駄遣いになってしまう。例え国の補助だといっても国の税金が無駄になるわけですよ。その辺はきちっと整備してもらいたいんですけども、いかがですかその辺は。町長にもこれはちょっと方針として聞きたいですが。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 確かに平成 5、6、7 年の 3 年間で健康ゆとりの森事業っていうのは実施しました。国からも 5 割の補助をいただいて総額 6 億程度の事業で進めましたけれども、そのとき大津山の自然探索の森っていうことで全体の整備をやりました。そのとき町長もですね、今、鶴地議員言われましたとおり、福岡県側も見晴らしがよくなるような整備を行ったところであります。

そして、ただ年月が経ってですね、こういった形になっておりますけれども、先ほど経済課長が答弁しましたとおり、山の頂上から町の下を眺めるのか、あるいはこっち街中からですね、大津山、つづら嶽城を臨むかといろいろ見方が違うと思いますけれども、やっぱりその両方からよくなるようにということでは言われましたので、そういったことで伐採が果たして福岡県を臨むところまで必要かどうかわかりませんが、皆さんがそういった南関富士というのをどっから見てもですね、やっぱりすばらしい山だということでは思っていたら、そういったことを前提としながら伐採が必要であれば、今後またさらなる検討をさせていただきたいと思えます。

○議長（酒見 喬君） 7 番議員。

○7 番議員（鶴地 仁君） あそこは非常に町外からの登山者も多いんですよ。それと歴史的にもつづら嶽城があったし、下から見る景色も大事ですが、つづら嶽城とかそういったのは上に上って見晴らしがよくなければ、何のためにここに城があったのかわかりません。それから健康づくりのためにあそこに登られる方も結構多いんですよ、団体も多いんですよ。そうすると両方からということを考えればですね、

ぜひともあそこは整備してきちんとすべきだと思います。ぜひその方針でもって取り組んでいただければというふうに思います。

そして今の白秋生家の保存・管理の問題が出ております。あそこをつなぎあわせて1つの観光ルートができます。御茶屋跡から観光ルートができますので、ぜひその辺、考えていただきたいんですが、その辺の構想はいかがですか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 現在の観光ルートとしましては、ホテルセキアさんに来られた方は御茶屋等に御案内するとかそういった形をつくって、そしていきいき村とか。現在のそういった観光施設にも結び付いておまして、現在、先ほど言われました116万人というそういった来町者もあります。いきいき村だけで約80万人ほど来客されているということでもありますので、せっかく白秋の生家をそういった修復整備するということであれば、あと古小代の里等もありますのでこれまでも町で進めてきました町内で1日ずっと回るというのはどうかと思いますけれども、半日ぐらい使って南関町のそういった観光施設を回っていただくようなルートの設定等はおもしろいかと思いますので、白秋の生家も含めてそちらのほうの駐車場あたりも必要になるかと思いますが、全体的なそういった観光ルートの整備については検討していきたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 今、オルレっていうのが流行っています。今日の熊日新聞にもそういった近いのが載ってました。このオルレを南関町でもやろうという気はないですか。その辺の構想はいかがですか。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 現在、構想としては持っておりませんが、小岱山です。あそこでは福岡の団体がオルレをやられておるようでございます。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 町の構想として自然、歴史、文化とのふれあいの促進とか、そういった文言をきれいに述べられているんですよ。しかし、具体的に何をやりますっていうのがないんですよ。今までずっといろんなやつを見てても、言葉では誰だってそういう理想的なやつは載せられるんですよ。しかし、実際どういうふうなことをやりますよっていう具体例も示してもらわないと、先ほど言いましたように観光客を何万人にするという絵に描いたもちになってしまう。昔の人口ビジョンも一緒ですよ。1万3,000人にしますっていうて具体的にどうやりますっていうことをせずに漠然と人口だけを上げるっていうようなことをやったってだめです。観光もそうですよ。自然、歴史、文化とのふれあいとか、これはどこの町もや

ってますし、言ってますよ。それを同じようなことをやるんでなくて、それを書いた上で南関町は具体的にこうやりますよってやらないとだめですよ。

1例としてオルレっていうのが大体4時間から5時間ぐらいの内容でやっています。九州には九州のオルレっていうのがあります。熊本県では苓北町、上天草市の松島、それから五和、そういったところがあります。南関町にもそのオルレをつくれればいいじゃないかと。うから館に来て、そこに車を置いて、そこから御茶屋跡、鷹ノ原城跡、そして白秋の生家、それから頂上、それからいきいき村の健康食のバイキング料理、最後にはうから館で温泉に入る。1泊2日で子どもたちと来るならば、そういったことをやっというて、あくる日はグリーンランドも行けるし、ホームページでそういったものをPRすればいいんですよ。具体的なやつを何1つ上げずにおいて緑豊かな南関町とか、自然あふれるとかいったってだめだと思うんですよ。具体的なやつを自分ならこれをやりたいと、こうしたいと、そういったのをぜひ上げてもらいたいと思うんですが、何かその辺、今現在で持っておられる構想はないですか、具体例を。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 今現在の具体例というのは持ち合わせておりませんが、それぞれの観光施設が町にもすばらしいものが存在しますもので、先ほども申しましたとおり、それぞれを結び付けるような点を線として、そして面とできるような観光ルートをつくるっていうことが必要でありますし、オルレにつきましては先ほど経済課長が申しましたとおり、この周辺では小岱山を活用したものが活用されております。私どももそういったことの話は伺っておりますけれども、自分たちの町にできないかなということにはちょっと考えたことはありますけれども、大津山を中心としたそういったオルレというのは、できないことはないと思います。ということでやはり小岱山あたりの現在、今オルレをされている現状、そういったものも踏まえながらですね、今、鶴地議員からも御指摘のありました他の施設と結び付けてやるのもおもしろいと思いますので、そういったものもぜひこれから検討したいと思います。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） ふるさと創生とかいろんな面できれいな計画をされていますので、目標にされていますのでしっかり具体的な事例を挙げて、これは各課の課長さんあたりも自分ならこういうことをしたいというやつをですね、特に経済課、まちづくり推進課、その辺は日頃からネットで調べたり、新聞に載ってたらそれをちょっと電話してからどういった状況ですかとか、そういったことに目を光らせていただきたいと思いますよ。そうすることで南関町が少しでもにぎやかになり、特産品

が売れる、農産物が売れる契機になれば、積み重ねだと思っんですよ。そういったことをしっかり取り組んでもらいたいと思います。

あともう1つ何だったかな。

○議長（酒見 喬君） 経済課長にお願いですけれども、先ほどの公園の管理あるいはまたトイレの清掃等につきましてのイメージが悪いというような質問者の意見でございますが、年間の業務委託の回数やらその辺のところの内容がどうなっておるのか、質問者に安心されるようにもう1回、説明をしていただきたいと思っんです。それによって必要ならば、回数が必要ならばまた増やすということも考えていただきたいと思っんですので、その辺のところの内容をもう少し具体的に質問者のほうに説明をしてやってください。経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） ちょっと長くなりますけれども、前期分でございますと、4月にトイレの清掃を週4回、公園全体の駐車場、道路周辺の清掃を週1回、5月、今に加えてまして大津山山頂の草刈り、管理道路沿いの草刈り、ご成婚の森の草刈り、公園内の草刈り・芝刈り、太閤水池の清掃、植え込み地抜根除草、それと高速道路の壁面も入っております。壁面の法面の草刈り。6月にはトイレの清掃と駐車場道路周辺の清掃、トイレは週4回、道路が週1回。7月になりますと、トイレ・駐車場に加えてまして公園内の芝刈り、それとツツジ等の剪定・消毒・施肥と壁面法面2カ所の剪定・消毒・施肥と竹林管理、花壇管理、公園内道路の側溝の泥上げ。8月になりますと、トイレ清掃、駐車場道路周辺の清掃に山頂の草刈り、管理道沿いの草刈り、公園内の草刈り、太閤水池の清掃、植え込み地抜根・除草と壁面法面の草刈り。9月になりますと、トイレの清掃、駐車場・道路周辺の清掃と公園内の芝刈り、前期分ですいたらこのような仕様書になっております。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 仕様書のほうは大体わかりました。確認はどうやってされてますか。以前、危機管理マニュアルのことで質問したときに、危機管理マニュアルで各課で、マニュアルのチェックリストを作られたらどうですかと、皆さん作られてると思っんですけれど、あのときの返事の状態では、その辺のマニュアルのチェックリストどうですか。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 業者が作業しますときには作業前の写真、作業途中の写真と作業完了の写真、これはずっと提出はしてもらっております。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 最近、今日もニュースでやりましたけれども、手抜きの工事ですね。橋の手抜きの工事とか、今、作業写真と言われましたけれども、500

メーターもあるところまでここだけ写真撮って、向こうは汚かったらそれはチェックにならないですよ。たまには町から直接行って確認して指摘しないと手抜きになりますよ。その辺もしっかりお願いしたいと思います。それがいい証拠がトイレです。今まで何回も行ったけども点いたためしがない。きれいだなと思ったためしがない。それから今日行ってください。あそこの公園もそうですよ。あの落ち葉を、じゅうたん敷き詰めたみたいにしっかり落ちたまんまでですよ、落ち葉が。落ち葉だから落ちてるのは当たり前だけど、ひどいもんですよ。それから町道も、それこそ他所の人が来たらですね、「ああ、ここは財政破綻の町だな」と思いますよ。ぜひ皆さん方今日、見に行ってください。私が言うよりも見ていただいたほうが一番です。

もうまとめます。自然、歴史、文化とのふれあい促進はですね、単発でPRするより他の場所との組み合わせが大切だと思います。子どもは自然にふれあい、体を腹いっぱい使って遊びを通して初めて故郷が好きになり、住みたくなります。これも人口ビジョンにもかかっているところですよ。やっぱり故郷から出て行きたくない、退職したら間違いなく、絶対南関に帰りたいと思わせるような環境整備が大事だと思います。そして人口ビジョンも策定するのであればですね、通り一遍の計画を策定するのではなく、確実に効果が上がる施策、具体的施策をとるべきだと申し上げて質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（酒見 喬君） 以上で、7番議員の一般質問は終了しました。

続いて、11番議員の質問を許します。11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） 皆さん、おはようございます。久々の登壇でございます。私は今回は選挙の質問をしたいと思います。趣旨といたしまして、選挙権の年齢引き下げの取り組みについてというようなこと、それでそれに伴った投票率向上のための施策はどうかというようなこととお伺いしたいわけでございますけれども、昨日南関高校の生徒さん方が当議会に聴聞というようなことで、今、私が質問する20歳から18歳までの選挙権の引き下げというようなことを踏まえた上での勉強会の一環として来られたんだろうと思います。そういうことでございますが、当町におきましても18歳以上の方々がどういったふうなことで選挙に向かわれるのか、また、向かわれる手伝いをどうやってやるのかというようなことでございますが、当町の選管の考え方を聞きたいと思うわけでございます。

今年の6月の17日に公職選挙法が改正されて、選挙権年齢が20歳から18歳に引き下げられました。1年間の周知期間を経て来年夏の参議院選挙から18歳から選挙権が導入されます。全国では18歳、19歳の未成年者の約240万人が新たに有権者になり、若者の政治参加につながると期待されています。この18歳以

上への選挙権拡大を受け、現実のものとなると投票実感がなく、政治活動に関心が薄れて戸惑いが出てきませんかという懸念があるわけですが、そこで今回の公職選挙法改正を受けて町選挙管理委員会として、投票率向上に今後どのような取り組みをされるのか、伺います。

あとは自席にて再質問を行います。

○議長（酒見 喬君） 11番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 11番、橋永議員の選挙権の年齢引き下げの取り組みについて、投票率向上のための施策を問うとの御質問にお答えいたします。

南関町の投票率は、いずれの選挙におきましても現在低い状況となっております。年齢別の投票率については、全国的には20歳代ですね、20歳代の若者の投票率の低下が問題視されておりますけれども、南関町におきましては40代以下と80歳代以上の投票率が町全体の投票率を下回る結果となっております。若年層に限った問題ではないんじゃないかなというふうに考えております。

このような状況の中、公職選挙法の改正によりまして、28年6月19日以降に公示、または告示される選挙から選挙権年齢が18歳以上に引き下げられることとなっております。平成28年執行の参議院議員通常選挙から法が適用される予定となっております。現在、参議院議員通常選挙の執行日は未定でありますけれども、平成28年7月10日に執行されると仮定した場合、南関町では新たに189人が選挙権を有する予定であります。

新たに有権者となる方々には高校生が含まれておりますので、国としては文部科学省、総務省が協力し、選挙に関する教育を行っていく方針となっております。

南関町においては、南関高校の3年生を対象に、今年の7月10日に熊本県選挙管理委員会の出前講座が実施されております。また、10月5日には南関高校の校長先生のほうからの依頼で、町選挙管理委員会書記が教職員を対象とした出前講座を実施しております。そこにおいては教職員の地位利用による選挙違反等について講義を行ったところであります。今後、社会的経験が浅い若者は政治的判断に乏しいとされていますので、教育現場においては実践的な教育活動を期待しているところであります。町としましては、選挙年齢が引き下げられたことについて、社会的責任を育て、政治参加を促したいと思っておりますが、そのための第一歩として自分の生まれ育った南関町をよく知ってほしいと思っておりますが、そして愛する気持ちを育み、郷土の自然や文化、伝統などに接する機会を持って人間関係を深めて南関町に興味を持っていただきたいと思っております。自分の育った過程を振り返り、生きている基礎だと考えてほしいと思っております。

私はこのすばらしい南関町という郷土を懐かしみ、親しむような働きかけをして、

若い世代の投票行動につなげていきたいというふうに考えております。これまでも中学校、高校でもそういったことで私は生徒の皆さんには自分の町をよく知ってほしい、そして自分の町を好きになってほしいということをいつも申し上げております。このことは選挙権の引き下げの問題ではなく、将来南関町に戻って来ていただいて、定住していただくことにもつながりますし、総合的な教育の上でそういったものを生かしていければと思っております。南関高校の日っていうのが10月22日にごございました。そこでも私、全校生徒を対象に講演をさせていただきましたが、高校生に向けたメッセージがこれに当たるものではないかなと思っております。機会を見つけまして高校に限らず、いろんなところでそういったお話をさせていただきたいというふうに考えております。

以上お答えしまして、詳細につきましては担当課長が答弁し、この後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） 町長の若年層に対する選挙啓発の趣旨を聞いたわけですが、南関町に未成年者の投票権を持つ人は189人というふうなことで答弁をいただいたわけですが、全体の何%ぐらい当たりますか。総務課長。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 今、当日の有権者数が南関町では8,814人、これが26年の12月に選挙がありました分ですが、そこであわせると2.1%でございます。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） それと答弁の中で40歳以下と80歳以上が投票率が悪いというようなことで町長が言われたわけですが、40歳以下というようなことでございますれば、この2.1%が加わるわけでございますたいね。そうすると今、投票率が前回近い選挙では参議院選だったですかね。

[「衆議院選」と呼ぶ者あり]

○11番議員（橋永芳政君） 衆議院だったかな、衆議院選挙でどのくらいの投票率だったのでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 直近の選挙といいますと26年12月に行われておりまして、47回の衆議院の選挙でありました。その小選挙区で48.79%となっております。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） 年齢引き下げに伴って有権者数が増えて、その分投票率が上がればいいわけですが、大体投票率に換算すれば減りはせんかなという懸念があるわけですね。それで先ほど、県が主催する出前講座、また町長あたりが出向いて中学校、高校あたりで講義をするというようなことも1つの策だろうと思いますけれども、もう18歳から20歳までの方々が団体生活をされておられる、高校生、また大学生はそこでその場所で勉強会をされるかと思います。しかしながら、仕事をしておられる方々はこういったことで啓発を考えておられるのか、お伺いします。

○議長（酒見 喬君） 答弁の番ですが、ここで10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁の番でしたので、これを続行してください。

総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 今、議員さんからのお話でございますが、先ほど町長も申し上げましたように、新しく有権者となります18歳以上、19歳の対象の方々に對しまして、高校生につきましては実は私今日持ってまいりましたが、総務省とそれから文部科学省でこのような教材の冊子を作っております。これで教育をということになるかと思われまので、この教育冊子を印刷して学校での指導に使われるということで、学校での部分につきましては、南関町の選挙管理委員会といたしましては協力をできる限りさせていただきたいと考えているところでございます。

それから今、議員の御質問にありました学校に通う子どもたちはいいいんだけれども、学校に通っていない、そういう18歳、19歳に対してはどういう啓発をするのかというお尋ねでしたので、これにつきましては、学校からの働きかけがございませんので、町で選挙啓発用のパンフレットを購入しようと思っております。それは「行ってみよう選挙」というもので、今のところ考えておりますのはこれで、選挙の意義、仕組み、それから住民票の移動と選挙の関係ですとか、選挙のノウハウが簡単にこのQ&Aの形で作られているものでございます。大体28ページになっているぐらいですので、そう厚くもなく、薄くもない状態で皆さんに目を通していただければわかっていただけるのではなかろうかと思うような冊子でございまして、これを購入して参議院選挙の通常選挙が来年の夏に初めて行われることとなりますので、その前に皆さん方に郵送で、要するに住民票を登録してあるところにお送りをして、皆さん方の啓発に役立てたいというふうに考えているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） そういった手配をされるというようなことでございますけれども、投票日前じゃなくて、その前も大事ですけども、何回かですね、送っていただいてそういったのをしていただいて、そして意識を高めるというようなことをしていただきたいと思うわけでございます。

それと1つ訂正がございます。先ほど啓蒙というようなことで私申し上げましたんですが、誠に私勉強不足でございましてですね、差別用語だというようなことでございまして、これを訂正をしたいと思います。ぜひ抹消をお願いしたいと思います。記録から削除をお願いしたいと思います。

それからメリットというようなことがあるかと思っておりますけれども、メリットは18歳に下げられてのメリットっていうのはどういうことが考えられますか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 今まで成人ではないということで社会的な責任というものに対してあんまり考えていない若年層であります。今後選挙ができるということで社会的責任感が育って、そして政治離れというふうに若者の政治離れを今、議員もおっしゃいましたが、こういう状況が進んでいるところですけども、そこに歯止めがかかるのではなかろうかというふうに思います。それから社会保険なんかこれから18歳で就職をしたりする場合に、すぐさま自分たちの身の回りに起こってくる問題がございますので、そういった意味でも政治に関心が深まるのではなかろうかと。直接自分の身にかかってくることについては、結構皆さん頑張りますので、そういった意味においてもメリットになるのではなかろうかと思っております。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） 今、総務課長が自分のためにならせんかというようなことでございます。学生さん方はちょっとあれでございましてけれども、仕事をして働いておられる方々はやっぱり自分の主張をすればそれなりに自分の考え方を生活面ですか、そういったことにプラスになりはせんかなという考えも私は持っているわけでございます。

それから憲法で申し上げますと、年齢的には20歳から成人でございましてね。そうすると18歳以下は少年でございましてか。民法で言いますと少年という形で、刑法で言いますと今度は今、少年法とかいろいろありましてその刑罰とかいろいろございまして。少年法で守られとるのもございましてけども、これは何を言いたいかと言いますと、選挙違反も普通の選挙権を持った20歳以上の方と同等の扱いだろうと思っておりますけども、どうでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 当然、選挙違反等々も同じ罪になるというふうに考えられます。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） そういったことで選挙違反とか、投票に関するいろんな取り決めあたりがですね、今度投票される方がびしゃっと守っていただいて、そして投票に行つて、南関町の投票率を高めていただくような施策を、ほかの議員あたりも12人おりますけれども、そういった中で地域の人たちがおられるならですね、もう職員も同じですでございますが、そういった形で啓発を図っていただいてですね、南関町みんなが明るい選挙で投票率がアップしましたといったふうな、南関町は今度18歳以上になって投票率は上がったよというふうなこと。もちろん成人の方々もですね、その辺をもうちょっと考えを持って投票に行つてもらふような啓発をしていただいてですね、明るい選挙で終わるような形で選挙管理委員会もしっかり頑張っていたきたいと思うわけでございます。

予定しておりました20分でございますけれども、これで私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 以上で、11番議員の質問は終了しました。

続いて、5番議員の質問を許します。5番議員。

○5番議員（境田敏高君） おはようございます。5番議員の境田です。今回は先に通告しておりました介護保険制度の現状と課題について質問します。

介護保険は、社会保障制度の1つです。制度は2000年4月から実施されましたが、この公的社会保障制度としては既に健康保険などの医療保険、年金保険、雇用保険、労災保険などがあります。この介護保険制度は5番目の社会保障制度としてできました。この後に6番目として後期高齢者医療制度ができました。

この介護保険ができたおかげで寝たきりや痴ほうでの介護が必要になった場合、ホームヘルパーの派遣や福祉施設への入所などの介護サービスを利用できるようになりました。まず、介護保険でサービスを受けようと思えば、サービスを利用できるか審査を受けなければなりません。介護認定には要支援が2段階と要介護が5段階に分けられています。2年後には要支援は町が運営することになっています。

この要介護認定に通らなければ介護は受けられません。また、認定されても要介護ごとに給付の上限があります。上限を超えた場合は自己負担ですが、上限の範囲内での利用の1割分は自己負担です。介護保険料を払わなければ介護サービスは受けられません。

この介護保険制度は3年を1期として介護保険事業計画を定めることになってお

ります。今年4月に第6期計画ができました。今回は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えた計画でした。介護報酬と介護保険料は3年ごとに見直されますが、介護保険料は改定のたびに引き上げられています。平成24年から26年の第5期事業では、南関町の基準額4,990円でしたが、4月から5,750円になりました。保険料はすべての被保険者から所得段階別に保険料を徴収することになっていますが、家族に負担能力がない、または低所得者でも保険料や使用料を1割払わなければなりません。所得の低い人にとっては大変厳しいといわれています。滞納世帯はいないのか、先ほども言いましたが、介護保険料を払わなければ介護サービスは受けられません。

そこで1番目に、滞納すればどのようなペナルティーがあるのか尋ねます。

2番目に、町は介護保険の特別会計を設け、保険料の設定、徴収などをしていますが、徴収には年金からの天引きの特別徴収と年金額18万以下の人で個別に徴収する普通徴収がありますが、第6期介護保険料の納入状況はどのようになっていますか。所得段階別の納入状況を尋ねます。

3番目に、先ほども言いましたが、保険料も上がりましたが、各介護事業所に支払われる金を介護報酬といわれておりますが、この介護報酬は4月に2.27%引き下げられました。また、人手不足で介護保険制度開始から今年は年間倒産件数が最多記録となっております。特に小規模事業者が増えているといわれております。

そこで、介護報酬カット、人員不足で事業所の撤退が見受けられるが、我が町にはないのか、利用者の影響はないのか、尋ねます。

最後に、団塊の世代が75歳以上になる2025年度に介護職員不足が叫ばれております。有効な人材を確保しなければこの傾向は加速し、2020年度は226万に対して20万人不足、2025年には倍近い38万人の介護職員不足、認知症高齢者は700万人になるともいわれております。町も早い段階で対策をとらなければなりません。どのようになっているのか、町内の介護職員の現状と対策を尋ねます。

この後の質問は自席で行いますので、よろしく申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 5番、境田議員の介護保険制度の現状と課題についての御質問にお答えいたします。

南関町の介護保険につきましては、昨年度、27年度から29年度まで3年間の第6期介護保険事業計画を策定し、計画に基づき事業を行っているところでございます。本町の介護保険の給付費は、第5期の3年間を見ましても、居宅介護サービス、施設サービスとも伸びており、第6期の推計でも伸びると見込んでいます。

であります。そして、第6期保険料につきましても1号被保険者の皆さまには御負担増になりましたけれども保険料の規準額を前期から760円増額し、議員が言われましたように5,750円とさせていただいたところであります。

その保険料に関する滞納のペナルティーということですが、滞納の期間によりまして支払い方法の変更や保険給付の一時差し止めがございます。未納期間につきましても、保険給付の特例としまして未納期間に応じて保険給付率が7割に引き下げられるとともに、給付されないサービス費がございます。

次に、第6期介護保険料の納入状況につきましては、第1号被保険者の普通徴収ということになりますが、10月の納期到来分まで12月10日現在で現年度分が91.4%となっております。所得段階につきましては担当課長が答弁いたします。

次に、介護報酬カット、人員不足で事業所の撤退が見受けられるが、利用者の影響はないかについてでございますが、現在のところ町内の事業所で撤退したという情報は入っておりませんし、利用者への影響も特にはないものだと思っております。

次に、有効な人材確保をしなければ2025年度には38万人の介護職員不足、認知症高齢者は700万人に達するといわれております。町内の介護職員の現状と対策についてですが、今後介護職員の不足が見込まれているということは私も存じております。基本的には国または県の人材確保に向けた対策がどのようにされるのか等も注視しつつ、町内の現状も踏まえた上で、町として必要なサービスの確保に努めていかなければならないと考えているところでございます。

以上お答えしまして、詳細につきましては担当課長が答弁し、この後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） まず、介護保険料を滞納すればどのようなペナルティーがあるかについてですが、町長の答弁にありましたように、保険料の滞納が続く被保険者には要介護者等になられても滞納期間に応じて保険給付の支払い方法の変更や一時差し止めなどを行うように規定されております。ただし、災害等の特別な事情がある場合は別でございます。概要といたしましては、支払い方法の変更といたしまして、要介護認定等を受けた第1号被保険者が納付期限から1年間保険料を納付していない場合には、町は保険者の方への弁明の機会の付与を経まして、事業者、施設への代理受領による保険給付の支払いを行わずに支払い方法を変更して、償還払いというふうにするものでございます。また、保険給付の一時差し止めといたしまして、納期限から1年6カ月納付しない場合には、保険給付の支払いの全部または一部を滞納額に対して著しく高額とならない範囲で一時差し止めとするものです。第2号被保険者につきましても、一時差し止めの規定がございます。未納者につき

ましては、認定を受けた第1号被保険者の認定前10年間に徴収権消滅期間があるときはその期間に応じて保険給付率が7割に引き下げられるとともに、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護予防サービス費、それから特定入所者介護予防サービス費は支給されないということでございます。

次に、第6期介護保険料の納入状況、所得段階別についてですが、介護保険料の所得段階別の収納状況につきましては、10月期到来分までで普通徴収の現年度分、先ほど町長が申されました12月10日現在で第1段階が94%、第2段階が90.9%、第3段階で91.7%、第4段階で89.8%、第5段階で92.9%、第6段階で81.3%、第7段階で95.5%、第8段階で100%、第9段階で94.9%ということでございます。

次に、町内の介護職員の現状と対策を尋ねるについてですけれども、幾つかの事業所に問い合わせるなどして、町で把握しています限りでは現在は足りているが、常に募集はされていると、そういう状況のようでございます。介護職員につきましては、現在町として特に何か対策を行っているということはありません。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） では再質問に移ります。

今、介護保険料滞納のペナルティーを聞きましたが、保険料は被保険者から徴収します。この介護保険は町内の40歳以上の全町民が被保険者ですが、そのうち65歳以上が1号被保険者です。2号被保険者は40歳から64歳ですが、そこで1号被保険者と2号被保険者ですか、これは何名ですかね。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 第1号被保険者の方が3,684人、第2号被保険者の方が3,230人ということで、これは今年10月分の県に報告した数値でございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 今、介護の滞納ですね、ペナルティー、これは聞きましたけど、我が町に制裁といいますか、ペナルティーを受けている人はいるんですかね。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 滞納で現在、ペナルティーを受けておられる方はいらっしゃいません。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） よくですね、介護保険料の納付を忘れてたり、また家族の年金を使ってしまい、滞納になり介護が使えないとか、こういう生活困窮の現状があ

ると私は思っておりましたが、南関町は素晴らしいですね。今、私もちょっと調べましたけど、介護保険料を2年以上滞納して、基本1割のサービス利用者、負担を3割に引き上げられた高齢者が2013年度には全国で1万335人おられるんですよ。2000年度に始まったときの滞納額は25億だったのが、もう今は10倍以上の過去最高274億に上がっておるんですね、今は。生活が困窮して滞納し、また滞納した上で負担割が高まったことでサービス利用を控えざるを得ない人もいます。所得が低すぎて払えない人もいますが、先ほど南関町は全部払ってそういう人はいないと聞きまして、本当に安心しました。

しかしですね、全国ではやっぱり本当に介護が必要になったときに払えないのが現状なんです。この前の三重大学の調査では、介護が必要な人が誰からも介護が受けられない状態にある現状があると報告がなされております。いわゆる介護難民のような状態になっている人は増えているようですけど、町は介護を本当に必要とする人を把握されていますか、どうですか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 介護を必要とする人の数ということですけども、把握はしておりませんけれども、相談があった場合には地域包括センターと介護保険係で協力しながら随時、説明会をしているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） はい、ぜひアンテナを張り巡らせて、いろんな民生委員さんと連絡をとりながら把握を努めてください。

介護を利用するならばですね、介護認定を受けます。介護が通っても介護サービスを利用していない人が私はいらっしゃいますけど、どうですか、何か把握されておりますか。

それともう1つ、介護認定されても2回目の認定が確かあれば早かったですもんね、半年ぐらいで来ると思いますが、そのときもう申請はしないという人もおられると聞きましたが、これはなぜしないのか、そういう現状も把握されておりますか。ちょっと尋ねます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 認定を受けても介護サービスを利用していない方ということですけども、9月の情報ですけども、認定者数が806人いらっしゃいまして、利用者が694人ということで112名の方が利用されていないということになるようでございます。それから2回目の認定更新をされない方っていうのがですね、最近3カ月で申し上げますと、更新を迎えられた2回目ということでちょっと限定はできないんですけども、更新を迎えられた147名のうち最近3カ月では

12名の方が申請をされなかったという状況は把握しております。理由につきましては把握はしていませんけれども、考えられる理由といたしましては、同居別居の家族の方が介護の必要性を心配して申請をされましたけれども、本人が利用をされずに再認定をされなかったとかですね、それから体調が改善されたとか、あるいは体調が悪化し、入院等をされて、介護ではなく医療サービスを利用されている方などが考えられるというふうに思っております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 今、南関町均等にしとるからですね、それもあるのかなと思ってお尋ねしました。

今、この要介護の認定ですよ、この評価は実際の状態と合わない。いわゆる熊本県は非常に認定の要支援、要介護1、2ですね、ああいうのが厳しいといわれております。実際より軽く出る傾向があるようですが、これについて何か異議申し立てなんかはあっておりませんか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 認定に関します不服申し立ての審査請求ということだと思いますけれども、最近ゼロ件ということで、ただ電話や来庁によりまして不服等のお話をされる方は何件かあるということですが、区分変更などのお話を聞いてですね、その後の区分変更などで対応をしているという形となっております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 私もですね、ちょっとこの前病院に行ったとき知り合いの方と会ってお話したんですけど、その方は手が不自由なんです。目は左目かな、どっちも見えないっていわれたんです。片一方は視野が狭くなって、杖ついて生活されておると。久々会ったもんですから声をかけたら、やっぱり顔を私のほうに向けられるんですよ。あれは何でかって思ったら全然見えないと。しかし、その方はですね、要介護でなく要支援認定ですよ。こういう方もおられるんですよ。介護施設に預けて、デイに行かれてですね、そこのプロの介護者から見たらこの人は明らかに、なぜ要支援かと思われる人がおられるそうです。やっぱり今後こういう問題が現実にありますので、やはり認定についてはプロを交えてですね、月に1回でもいいから、2回でもいいから勉強会をしたら私はいいと思うんですよ。

この認定するとき役場の人たちが来られますけど、何人かグループ組んで認定調査あると思いますよ。これは役場の人たちは調査される時何か認定資格とか免許とかそういう制度はありますか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 調査員の認定資格ということでございますけれども、認定

資格者の免許というものはございません。ないようでございます。都道府県の主催する認定調査員の新規研修ですね、新規研修を終了している方、終了された方ということになります。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） はい、わかりました。でもですね、先ほど言った目が不自由な人、そういう人も本当に要支援ですよ。やっぱりそういう人もおられますから、現実をよく見つめてください。

滞納すれば先ほどペナルティーになり、介護を受けられなくなります。なるべく滞納しないように自治体が分納や減免に応じるように、これは厚生省の担当も指摘しております。介護保険法では、これは市町村が条例で保険料の減免、軽減、徴収の猶予ができると規定されております。町の条例はどうなっておりますかね。たぶんあると思いますけど、もし、そういうのはちゃんとお知らせといいますか、町民への周知はどのようにしとるか、ちょっとその2点をお伺いします。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 減免等につきましては、町の介護保険条例の第10条と11条に規定しているところでございます。周知につきましては、本年度冊子を3年に1回、計画を改定したときに作ります「みんな笑顔で介護保険」という6ページの冊子を全戸に配布してるんですけども、そこの中にも書いておりますし、それからあと各地区のサロンで要望等があれば出前講座を行っておりますので、その中で説明をしているというような状況でございます。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） 周知徹底はされてるみたいですが、なかなかお知らせか何か読む人少な。特に高齢者になると、目が薄いか字が小さいから読めない人は多かったですよね。ここもみんなにわかるように何度でも知らせをしてください。

それと減免のほうを言ったんですけど、今度は家族介護者への現金給付などの市町村が独自に行うこれは家族支援事業などの市町村特別給付があるはずですよ。町もあると思うんですけど、何年か前聞いたときちょっとあるやろと言われましたけど、今はどうなってますかね。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 以前から続いております在宅寝たきり高齢者等介護手当というものが現在もございます。要介護の4・5の方で在宅で1年間みられて、介護サービスを利用されなかった方ということで、去年対象者はいらっしゃいませんでした。何年か前に1名いらっしゃったということでございます。手当の額は要介護者1人につき年額で6万円ということございました。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） 該当者が少ないと言われましたけど、県内この近辺で今、何か6万ぐらい言われたですけど、もっと補助金じゃなかばってん、手当ての金額を大きく出しよるところはこの辺ありますか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 多く出されているところかどうかはちょっと存じ上げておりませんが、県内でこのような町のような慰労金等の手当てを出されている市町村は、26年度で県内で21市町村あるということは承知いたしております。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） 県内で25市町村ですか。やっぱり私は家族の介護者は本当に大変で、本当は私は金額は議員として言われませんが、上げろとかですね、そうばってんよく考えてもらいたかです。やっぱり今ありますから家族の負担を少しでも軽く解消するためにもっとハードルを下げて、金額を上げるなり対策を私は取り組んでもらいたいです。

この介護保険料は、国民健康保険などの医療保険に上乗せして一括徴収します。介護保険料だけを切り離して支払うことはできないために、ペナルティーは医療保険にも及ぶはずですが。先ほども言いましたが介護保険制度が始まって平成12年は25億の滞納が今は274億に上がっております。この介護保険と国保ですね、これ滞納者はどのくらいおらるっとですか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 介護保険につきましてですけれども、うちの介護保険係で取り扱っています第1号被保険者の滞納者というのは、直近で59名いらっしゃるということでございます。国保税につきましては、税務住民課のほうで取り扱っておりますので、福祉課のほうでは把握しておりません。

○議長（酒見 喬君） 税務住民課長。

○税務住民課長（菅原 力君） 国保の滞納世帯ということでございますけれども、決算終わっております26年度末で申しますと138世帯、世帯課税ということでございますので。その中で介護分、介護がある方が66名いらっしゃるということでございます。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） はい、ありがとうございました。

2番に移ります。保険料は4月に見直されましたが、町は介護保険の特別会計を設け、保険料の設定、徴収などをしてはいますが、先ほど言いましたが徴収には年金からの天引きの特別徴収と年金額18万以下の人で個別に徴収する普通徴収があり

ます。納入状況を聞きましたが、平均で90.4%ですかね、と言われましたけど、年金から天引きの特別徴収ができない人とかそういうのがおらるっつですか、ちょっとお尋ねします。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 年金からの特別徴収ができない方はいらっしゃいます。理由についてはちょっと不明でございますが、毎年いらっしゃいます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） もう説明は聞かんほうがよかったですかね。なぜか、プライバシーのことになつとですかね。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 理由につきましては、年金から特別徴収をできないという理由が、国のほうから来るんですけども、理由は詳しく書いて判断できるものではないので、そういうことでございます。

○議長（酒見 喬君） 以上のことはいいですね。

○5番議員（境田敏高君） はい。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 何かやっぱり個人的な問題があるならあんまりプライバシーに入るかなと思って、そこまでちょっと、すみませんね無理言うて。

この普通徴収で本人から徴収できない場合、世帯主や配偶者が連帯して納付する義務を行うとなっておりますけど、中には世帯主がどこに行ったかわからないと、配偶者もないひとり暮らしの方、私はおられると思いますけどね。何人ぐらいおらるっつですか。先ほど滞納が言われましたけど、こういう方が該当が多いんですかね。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 現在3名いらっしゃいます。そういう該当の方がですね、3名いらっしゃるということです。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 3名の方はもう徴収は厳しかていう現状ですかね。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 分納されていたりですね、分納されている方が3名中2人の方は分納ということで聞いております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 少しでもですね、本当厳しいと思うとですよ。そうやって分納を少しずつされるように御指導をよろしくお願いしときます。

先ほど聞きました所得段階別ですよ、その中で1段階の人で課税年金収入額と合計所得金額ですかね、80万以下の方が第1所得の方ですけど、この人が一番第1次でもですね、次2,875円ですね、支払いが。年間で3万4,500円になります。年金ですよ、年金額の18万以下の方は月に直すと1万500円ですよ。これで生活せねばならないですよ。しかしですね、先ほど聞きました収納率を見ますと94%の方が払ってあるとですよ、本当に収入の少ない人が。悪いということあれですけど、一番いい人は8段階の人が100%と言われたですね。私が意外だったのは6段階かな、81.3で一番収納率が悪いですけど、これらはなぜかはちょっともう今日は聞かんですけど、本当、以外で言ったら失礼なんですけど、第1段階の人がこんなに収納率が、平均がさっき91.4って言われたからですね、それ以上、上ですからびっくりしました。この人たちにもっと、少しでも無理がないように、また収納率を上げてください。

今ですね、町全体の滞納ですよ、さっき3人の方は厳しいけど分納されていると言われましたけど、滞納額ですよ、個人での滞納額、最高は今、幾らになっておりますか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 介護保険料の滞納額ということですけども、12月10日現在で256万2,544円と、町全体の介護保険料全体の滞納額は、256万2,544円ということでございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 今のは町全体が256万。もう1つちょっと聞いたんですけど個人では。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 申し訳ありません。個人での滞納額は最高で25万6,860円となっているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 256万と最高額が25万6,000円、この方といいますと、この滞納額はとれますか。一般税金のようにこれはとれないなら不納欠損ですから、これはできますかね、ちょっとお尋ねします。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 納入いただくように、徴収の努力をしていかなければならないというふうに思っております。また、不納欠損ということだと思っておりますけれども、それはできます。時効による消滅というのが介護保険法の第200条に規定されておりますので、不納欠損はできるということで考えております。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） やはり好きで滞納しとるじゃなくて、どうしても払えないって人が中にはおられると思います。そういう方はよく見極めですね、不納欠損はできるっていうことですからその辺はよく配慮してお願いしときます。

8 月から一定の所得がある人は利用者の介護サービスは1号負担が1割から2割引き上げられました。これは県の社会福祉審議会ですかね、これは10月3日の報告であっておりますけど、介護サービス利用の自己負担が1割から2割に引き上げられた高齢者は県内では6,454人おられますと報告書に載っておりますけど、我が町は何人ぐらい該当者はおられますかね。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 8月からの体制で2割負担となられた方は、最新で31名いらっしゃいます。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） 一定の所得はわかるんですけどね、不動産とか預貯金ですよ、これは本人の申告だけで調査はしないんですかね。調査がですね、誰がするかですよ、ちょっとそこを伺いたい。介護職員がされるのか、また、職員はそれを見ていいのかですね、ちょっと調査員の話をお聞きするとジレンマもあるとも言われております、調査するところがですね。どのような調査をやるのか、また誰がやっているのかちょっとお伺いします。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 預貯金の調査と言われましたので、補足給付といわれます特定入所者の介護予防サービスに、その費用に係るものだというふうに思いますが、これは住民税の非課税の入居者の方につきましては、申請に基づき負担を軽減するという制度ですけれども、これが8月1日から資産等を勘案するように改正をされたところでございます。預貯金につきましては、申請されるときに職員が通帳の写しや記載内容が確認できる書類の添付を求めています。また、通帳が見つからないとか、わからないという方もございますので、その場合は同意書をいただいて町から金融機関に照会をしているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） 今、町からの調査と言われましたけど、町では何か徴収吏員っていうとですか、この方がおられると思いますけど、この方は通帳なんか銀行に行っても調査できると聞いておりますけど、町ではこの徴収吏員証を持っている方は何人ぐらいおらるってとですか、ちょっとお伺いします。

○議長（酒見 喬君） 税務住民課長。

○税務住民課長（菅原 力君） 徴税吏員の証ということで持っております。税務住民課の税係の職員が今、10名、それに私と審議員と課長補佐3名合わせて13名が徴税吏員の証を持っております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） ありがとうございます。その調査もいいんですけど、認知症の方、こういう人たちの調査ですよ。入所されていてどこに幾らあるかわからん、こういう人たちはやっぱりさっき言った徴収吏員さんとか、こういう人たちが調べてからするんですかね。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 認知症の方の資産の調査につきましては、厚労省のほうから費用の負担の見直しに係る事務処理の取り扱いにということで、今年7月に文書が来ておりまして、それによりますと認知症などで自ら預金通帳の写し等の用意ができない場合には、他の親族や施設職員による代行申請や成年後見人による申請が基本となるということで、その取り扱いで行っているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 成年後見人ですよ、後見人制度。今、延寿荘とか、町は延寿荘まだしとりますけど、成年後見制度を利用して認知症の方か、認知症といきませんけど任意もありますからね、成年後見人。それは何人ぐらいおらるっとですか。我が家の荘長が詳しくとですけど、どうですか。

○議長（酒見 喬君） 延寿荘長。

○延寿荘長（福井隆一君） 数名はいらっしゃると思いますけど、正確には数値は持っていないですね。

○議長（酒見 喬君） 質問の番ですが、ここで昼食のため1時まで休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番議員の一般質問の途中でしたので、これを再開してください。5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 先ほど延寿荘の成年後見人制度利用者は数名と言われまされたけど、よろしければですね、正確な数字を後でもいいですから知らせてください。わかりますか。

○議長（酒見 喬君） 延寿荘長。

○延寿荘長（福井隆一君） 先ほどの数名の人数の内訳ですけど、特養が4名後見人さ

ん、養護が1名、計の5名いらっしゃいます。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） はい、ありがとうございました。

では、3番に移ります。今年、事業所に支払われる介護報酬が4月に2.27%引き下げられました。また人手不足、各地で介護施設の閉鎖が相次いでおります。聞けば南関町では利用者の影響はないということでしたが、この介護サービス引き上げで最も経営に打撃を受けた事業所の1つが小規模デイサービスと聞きます。基本報酬が約マイナス9%減額です。町内での該当施設、今幾つぐらいあるんですかね。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 小規模デイサービス施設は、たしか町内3施設でございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） はい、わかりました。この小規模の方ですね、こういう方は高齢者を支えたい思いで介護事業を始める方が多いのですが、本当に運営は厳しいものがあります。ここに私は何らかの手助けができないかという思いでちょっと質問しておりますけど、この小規模事業者は、既存施設で流れ作業のようなケアに失望した職員さんが独立開業したというケースが多いと聞いております。これまで思いだけでやってこられたが、ちょっと悪い言葉みたいですけど経営能力が低く、赤字になっていると聞きます。今後は効率経営とサービスの質を充実させることを私は手助けすることができないかと思っております。

私もこの小規模事業者に行き行って聞いてきました。ここではデイが終わったら事業所の職員さんが家まで送って、電気、ストーブをつけて帰っておると言っておられました。これもやっぱりボランティアでやっているとのことでした。今一番の支えはですね、地域の人からものすごく支えて助かっているとも言われました。

もう1つはですね、さっき電気とかストーブをつけて帰って、ボランティアでしとるって言われましたけど、やっぱり火事も心配と言っておられました。この職員さんも、町の職員さんもこのような状況を把握して私は調査する必要があると思うとですよ。思いで一生懸命されておりますから小規模事業者がですね。だけんどうですか、本当に小規模事業者が困った、一生懸命ボランティアをしよる、そういう状況をちょっと調査する考えはないですか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 小規模事業所の方も頑張っていると思っております。

手助けということはどういうことをおっしゃってるのか、ちょっとわかりませんでしたけど、事業者の状況の把握ということでお答えしますけども、その把握につきましては、現在小規模のデイサービスですね、通所介護の事業所は県の指定ということになって県のほうが把握しているということになっておりますけれども、今後、平成28年4月、経過措置が1年ほどありますけれども、これが地域密着型のサービスのほうに移行するということになるようですので、そうなれば人員基準等も含めてですね、町のほうで把握する必要が出てくるということになってまいります。情報としては任意ということになりますけど、把握しておいたほうが良いとは思ってはおりますけれども。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） やはり今後地域密着型になりますので、町のほうの管轄になりますからアドバイスしたり、ボランティアでも行うようにして介護施設に私は行ってもらいたいんですよ。

ところで町長、介護事業所に町の職員さんたちとか、今度延寿荘もなくなりますけど、出向なんか考えておられませんか、お手伝いに。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 町の職員が直接出向してそこで仕事をするということは全く考えておりません、現在のところ。しかしながら、これまでも新規採用職員の研修を延寿荘等で行っておりましたので、やはり職員の心構え、そしてやっぱりそういった介護の仕事が町内でも行われていることを考えると、そういった期限付きっていいですか、そういったものについては職員の資質の向上のためにも必要かなとは思います。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） ぜひお願いします。

では、最後の介護職員不足に移ります。団塊の世代が75歳以上になる2025年度に介護職員が全国で30万人不足するおそれがあると厚生労働省の調べでわかったと、これは今年の1月7日の西日本新聞に書いてあったんですよ。しかし、半年も経たない6月24日には全国の介護職員は253万人の見通しで、現状の増加ベースのままでは38万人不足のおそれがあると記載してありました。たった半年も経たないうちにですね。2017年度には208万人の介護職員が必要で、早くも12万人足りない。有効な人材を確保しなければ傾向は加速し、2020年度は226万人に対して20万人不足。今言いました2025年には倍近い38万人になるといわれています。介護に携わる人たちがやはり安心して介護ができるよう、

またこれから介護に携わる人たちのためにも対策をとらねばなりません。

今、介護職員の不足がありますが、2025年の問題ですよ。2025年に対して確保できる見通しはどのように考えておられますか、ちょっとお尋ねします。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 2017年の問題、25年の問題ということでそれぞれ不足するということは当然、出てくることかと思えます。ただですね、これがどこの地域に不足するかっていうことに関しては、やっぱり都市部、この都市部がこれから高齢化するっていうことでその介護に携わる人も必要でしょうし、この地方のほうはどれだけかっていうようなそこら辺、ちょっとこれからの人口の減少あたりも照らし合わせないとわからない部分があると思えますけども、どうしても不足してくるってというのは間違いないそういった状況でありますので、そういった介護職の方を地元に残っていただいて仕事をしていただくっていうことは、以前もお話しましたが、うちの町だけの取り組みではなかなか難しいと思っております。ということで、この玉名には九看大もございますので、そういった資格を有するような方が卒業できますので、そういった方を地元にとどれだけ残して仕事をしていただくか。そういったことにつながってまいりますので、やはりですね、介護職が不足するだけの問題じゃなくて、その方々がどの地域で定住して住んで仕事をするか、そのためにはどういった政策の中でそういう人たちがそういった気持ちになるかということを含めましてですね、うちの町にはぜひそういった方が残っていただくような対応策を図っていきたいと思っております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 政府は家族の介護のために仕事を休む介護休暇制度、これは賃金の40%となっております、今はですね。休業中の給付を今度は67%に上げる案を示しております。これはやっぱり雇用保険から支払われる給付金のようですが、これは政府は新3本の矢で2020年度初頭で仕事と介護を両立できる介護離職ゼロを挙げております。これは確か原則1回と思えますけど、町の職員さんはこういうの利用される人いますか、今、現に。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 町では職員の勤務時間、休暇等の条例がございます。その中の15条でしたか介護休暇について定めております。男性の職員ですが、平成14年の1月に1名だけ介護休暇の取得をしております。お父さんが具合が悪くて、お母さんと一緒に看病してたわけですが、そのかわりで一生懸命したいんだということで思いを言いに来たことをしっかり覚えております。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） 本当ですね、介護は本当に大変です。介護する人がいないとやはり介護離職ゼロは厳しいと思うとですよ。そこでやっぱり先ほども言いました町も対策をとらねばなりません。以前、私は下駄箱ヘルパーの育成を言ったんですけどね。隣近所なら下駄を履いて真夜中でも駆けつけられるからそう名付けられたんですけど、24年の3月の一般質問ですね、町はヘルパー講習をしていたかと思われると言われてたんですよ、前はですね。ばってん、その後に講習会は開催を一切考えとらんとと言われてたんですよ。でもですね、最近は井下議員も下駄箱ヘルパーを取り上げておられます。今年の3月ですかね、私も再度一般質問で下駄箱ヘルパーを取り上げたんですけど、町長は資格にこだわらず、ヘルパーさんに近い働きができる介護でみんなで助け合える場をつくれればいいと言われてました。先ほど九看大ですか、残るようなことを言われましたけど、京都のIBCではですね、養成校の新卒者などが市内の介護施設で働く場合ですよ、家賃の一部を2年間補助しております。今年度から養成校の就学資金として最大120万の貸し付けをして、市内で3年間働けば返済免除を取り組んでおります。こういうことも町でいろんなことを考えるべきじゃなかろうかと思っております。町は何かそういうことを考えておられないですかね。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 介護だけの問題じゃなく、これは保育も同じようなことがあるかと思えますけれども、そういった人材育成のために要する費用、そしてその方々に定住していただく費用ということ、そういったのを町が負担してやっぱりそのまちづくりの中で生かしていただくということ、それは非常に重要なことだと思います。ただ、それを直接こういった形でその皆さんと仕事をしていただく上で進めていくかっていうことに関しては、ちょっともう少し詰めていく必要はあると思います。前回の議会でしたかね、奨学金の問題等もありましたけれども、個人に対してそういったものを支出するということに関しては、やはり全体の均衡というかそういった保つ意味、そういったものもありますし、将来にこういった生かしたお金になってくるかっていうことを慎重に考えながら、将来本当に介護職が必要で町が成り立たないということになればですね、困ったことになりますので、じっくり検討させていただきたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） 町長は国と、さっきも言われましたけどやっぱり県の人材確保対策をですね、見つつ努めていくと言われましたけど、やはり国と県とか待ったとあれですから、やっぱり町は町なのでですね、先ほど言いました補助金でも

たくさん出す必要はないんですよ。小さいこともこつこつやってもらいたかです。

2025年に向けて入院から在宅復帰ですかね、医療保険からですよ、今、医療保険が高いです。医療保険から介護保険の移行を進めております。2012年度の65歳未満の1人当たり医療費、これは17万7,100円です。それに対して70歳以上は1年間91万8,440円になっております。これは町での介護保険料かな、これは大体年間1人頭どんくらいなつとですか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 医療費のことを言われましたので、介護保険の給付費ということでお答えさせていただきます。26年度の給付費の決算が12億4,879万ほどでしたので、その決算から第1号被保険者の方の数が大体3,600数十名いらっしゃいますので、おおよそとなりますけれども、1人当たり年間で34万ほどになると思っております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） やはり金額は上がりますね。まだまだ私は上がるんじゃないかと思います。

先月、議運で研修に行ってきた福岡県の糸田町ではですね、今年の10月から65歳以上の高齢者に介護予防活動の参加を促そうと町介護予防ポイント事業を始められます。町が実施する介護予防教室などに参加するとポイントをもらえて、たまったポイントに応じて現金と交換できるそうです。介護サービスを受けていない人が対象ですけどね。予算は150万を組んであります。それで500人の参加を見込んでいるそうです。1回で50から100ポイントで、1ポイント1円で年間3,000円まで換金できるそうですよ。

私たち南関町も、町長も元気なまちづくりを上げておられます。やっぱりこういうことも、先ほど医療費も上がるし、介護保険料も上がりますが、これは医療費と介護保険料の抑制にもなりますけど、こういうお考えはないですか、どうですかね。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 私もですね、やり方次第だと思っております。うちの町は元気づくりシステムを導入して進めておりますけども、その中で議長にも一番中心に御協力いただいておりますけども、高齢者の方に赤トウガラシとナタマメ作りをして、そこでいろんな自分たちの小遣いまで稼いでいただくような取り組みをやっておりますけども、そういったものも1つの方法でしょうし、やっぱり介護のボランティアといいますか、そこで地域に何か協力したときにポイント制でやると。そういったことも別の意味では違った施策の1つになると思っておりますけれども、ですので

やっぱり最終的にはですね、行政と地域の皆さま方がお互いに支え合って協働のまちをつくるということで私はいつもお話しておりますけども、やはりそれぞれの方が協力していただくような体制をつくるためにそういったものが必要であるとするならば、そういった制度のですね、まあ私もこれまでも検討していきますとお話しておりましたけども、そこについても継続して検討しながら皆さんが、協力者が増えてそして協力することによってその方々もいろんな健康作りになる、そしてそういったお手伝いをされる方のほうもですね、地元の方でそういったお手伝いをさせていただいて自分たちの生活が成り立つということであれば、そういった必要がもう出てきている時期じゃないかなと思います。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） 今、介護お手伝いを言われましたけど、私もこの3月、そういうことは提案させてもろうたです。高齢者の方と会話したりですね、ちょっとした介護をしたら介護手伝い、点数を付けるお手伝いポイント制度を提案しましたが、そのときやはりですね、温泉、商品券については非常に有効なものになると言われましたが、あれから結構話は進んどつとですかね。

それとですね、私はまたここで再度提案として町もやっぱり介護ポイント制度を設けてですね、人と人との希薄化をなくすためにも私は取り組むべきだと思います。特に介護を利用していない人にはポイントを多く与えてですよ、例えば乗り合いタクシーの乗車券、割引券にも利用できるようにしてはどうですかね。以前はボランティアで支えてもらうこと、移行してもらうことを言われたですけど、やはりボランティアだけじゃ、私は無償じゃちょっと厳しいと思うとですよ。こういうポイント制も一応訴えましたけど、また再度訴えましたけど、この前有効になると言われましたけど、あれからどのような進み方をしておりますか、ちょっとお伺いします。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 事業自体をすぐやるというような形で話はしておりませんが、今回住んでよかったプロジェクトの5年の見直しというときが来ておりますので、そういったところでやはり子育て支援、定住対策だけじゃなくて、高齢者対策も含めておりますので、そういったことの中で今度新しい事業の中ですぐできるかわかりませんが、ポイント制のそういった介護予防事業といいますか、皆さんがお手伝いしていただく中のまちづくりにつながるようなことはですね、含めてもう一度、ちょっと時間的に難しいですけども、ちょっと検討を入れてみたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） ぜひ、楽しみにしておりますのでよろしくお願いしときま

す。

今、町はですね、介護予防で一生懸命取り組んでおりますけど、参加者の中で何人の方が介護サービスを受けていないですかね。これは把握されておりますか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 利用されているっていうか、元気づくりのほうに介護予防教室のほうに参加されている中で介護サービスを利用されていない方っていうのは利用の把握はできていないところでございます。ただ、平成26年度中に確か介護認定を受けて集会所の体操のほうに来られているという、集会所は去年は40集会所あったんですけども、そのうちの8集会所には要介護・要支援の認定を受けられている方が来られているというのをお聞きしております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） せっかくですね、介護予防っていうと難しいですけど、料理教室とかありますから、そういったものも今度調べとってください。なるだけ参加してもらおうとがですね、介護予防、逆にになりますから抑制にですね。よろしくお願ひしときます。

介護職不足が今、叫ばれておりますが、認知症も2025年には700万人を超える推計といわれております。認知症の人の医療費や介護を社会全体で負担しておる費用は、2014年時点で1兆4,500億ですよ。内訳は医療費が1兆9,000億、介護費は6兆4,000億、家族などが行う介護ですね、これ6兆2,000万です。65歳以上の認知症は5人に1人といわれております。

そこで24年の3月のときはですね、南関町は23年の9月で65歳以上が3,576名で、認知症の方が180名と言われたです。24年の2月現在で3,552名で5%をこれで計算すると178名と報告があっております。200名近い認知症の方がおられると。この認知症の計算は県のほうから決まるとるか何か知らんですけど一応5%の計算ですもんね。この数字は大体どっから出てきたんですかね、5%。それとですね、これは率ですから正式な、現実な認知症の数はわからないと思いますけど、それに近いもう現実といいますか、認知症の間違いのない数字はわかりますか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 平成23年度当時ですけれども、当時につきましては認知症の実数が把握できていなかったために、県における認知症率として5%で報告をされていたということでございますけれども、現在は介護保険の認定情報から日常生活の自立度が認定の基準があるんですけど、2以上であった方をこちらのほうで集計しました数値がございます。その数値では平成27年、今年の4月現在ですけ

ども457人ということでございます。自立度の2以上の方というのは、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できるという判定基準となっております。それ以上の方が先ほど言った数字となります。実際には以前は5%ということではございましたが、全国的にも大きく上回っているということのようでございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 今まで聞いたら大体200人ぐらいと思うんですけど倍以上でやっぱり結構多いですね。

そこで大事なのがですね、やっぱり認知症の人の尊厳と住み慣れた地域で暮らしていけるように医療や福祉などの様々な支援をする認知症コーディネーターかな、こういうのが必要だと思いますけど、隣の大牟田市なんか6名ぐらいおられると記事を読んだんですけど、南関町はどのくらいおられるとですかね。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 認知症地域支援推進員のことではないかと思っておりますので、その推進員は保健師が兼務でありますけれども1名配置をしているところでございます。研修も済んでおります。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 隣の市はやっぱり認知症とか早くからものすごく力を入れてやっておりますから人間も多いみたいです。ただ、市ですからそれぐらいかなと、多かかどうかちょっとはつきりわかりませんが。厚生省は先ほどいいました大牟田のコーディネーターと同じようにですね、認知症の方へのいろいろな支援を調整する、認知症地域支援推進員ですね、これを2018年までに市町村に配置することを目指しております。さらに若年認知症の支援をする専門コーディネーターを各都道府県に配置する方針です。我が町は生活支援コーディネーター、地域支え合い推進員ですか、推進を上げておられますけど、これはどのように今、進んでおりますか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 今回の第6期の介護保険の事業計画で取り上げておりますけれども、介護予防日常生活総合支援事業の中で新規に取り組むということでしております。現在、県や広域で研修あるいは情報交換を行っているという段階でございます。平成29年4月からは実施というところで現在、進めているという状況でございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 最近では認知症も若年認知症がもう耳にします。町の若年認

知症を把握されておりますかね。大牟田ばかり言いよつですけど、大牟田はですね、若年性認知症の本人交流会があるんですよ。これは「ぼやき・つぶやき・元気になる会」というてですね。やっぱりこういうところも把握されとりますか。町もこういう若年層の集まる会とかつくる計画とか、そういうのはございませんか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 大牟田の件につきましては、私はちょっと聞いておりませんでしたけど、包括のほうでは存じ上げているものと思っております。若年性の認知症の方につきましては、介護保険の認定情報の中で把握しておりまして、今年4月で3名ということで把握をいたしております。そのほかの方については不明でございます。

そういった会ということですが、荒尾市のデイサービスで若年性認知症家族の会が定期的で開催されておりまして、そちらのほうには、包括の担当のほうも昨年は2回ほど参加をしているところでございます。町のほうにつきましてはまだそこまでは考えていないところでございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 今、若年性は3名と言われましたけど、大体若年性の認知症は何歳までですか、最高。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） そこまで私がちょっと存じ上げておりませんが、高齢者の方が65歳以上になりますので、64歳までの方だと思いますけど、必要であれば確認いたします。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） いや、いいです。高齢者が65歳ですけど、若年っていうけん大体何歳ぐらいかなって、25、6から35ぐらい線引きがしてあつとかなと思つてちょっと尋ねただけです。

2年前に徘徊で列車事故が起きました。そのとき家族に賠償の判決が出ています。このような事故が起きないようにですね、またどこに行ったかわからなくなったときの解決策の1つとして検索システムがあります。南関町の介護保険料ガイドでこのシステムかどうか知らんですけど、介護2からレンタルができるように書いてあるんですよ。これはどのようなものですかね、ちょっとお尋ねします。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 福祉用具のレンタルといたしまして、確か認知症老人徘徊感知機器というのがございます。これは認知症の方が家から屋外へ出られようとしたときなどにセンサー等によりまして、感知して家族の方とかに知らせる機械のよ

うでございます。そういった機械は幾つか種類はあると思いますけども、ただうちの町ではここ数年実績はないというところで、中身について詳しくは存じ上げておりません。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） 町に列車は通ってませんがね、このような事故があったら大変です。やっぱり早めにですね、この検索システム、これは私は要と思うとですよ。前も考えとらんって言わすけど、これだけ高齢者が増えて認知症も増えたら私は町としても検索システムを取り入れるようにしてもらいたかです。そこを考えたってもらえんですかね。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 認知症のそういった方の感知システムっていうことですけども、行政がやるべきことも確かに必要かもしれません。ただ、個人のこともありまして、それを果たしてどこまでやるかということもありますので、そこあたりについてはですね、行政がすべてを行うということに直接はならないと思いますけども、その中で必要であれば行政も補助制度とかも作りまして、そういったお手伝いをしていくっていうことで検討する必要があるんじゃないかと思います。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） はい、介護で預かった町民の命を守るためにはやはりですよ、その責務がありますからそういうシステムは私は早めに対応してください。そこをお願いいたします。

それと先月の 22 日ですかね、11 月 22 日、埼玉で高齢者の両親を介護されていた三女が生活が苦しく、認知症の母親、この人は 81 歳ですけど介護に疲れたと。父親は 74 歳ですけども、もう死にたいということで 3 人で川に入り、無理心中をされて、無理心中補助容疑で逮捕されておられます。やっぱりこれはですね、行政も早く私は手を差し伸べていけば防げたはずと思うとですよ。我が町もこういう悲惨な事案がないようにですね、常にアンテナを張り巡らせておいてください。介護は本当に大変です。

まとめに入ります。来年からで医療費の自己負担、後期高齢者医療保険料の軽減措置廃止、65 歳から 74 歳までの介護保険の 2 割負担など、高齢者の医療・介護が厳しさを増していきます。また、2025 年に向けて入院から在宅復帰を進めております。今後多くの患者さんが地域に増えると思います。低所得者でも安心して介護サービスが利用できるように、町独自の制度を私は設けるべきだと思っております。

これは老人福祉法第 4 条で、国及び地方公共団体は老人の福祉を増進する責務を

有するとなっております。町が介護保険制度の保険者になったのはやっぱり住民の暮らしが最もわかる身近な行政であることを忘れてはならないと思います。国は介護離職ゼロのため、施設を増やすとっておりますが、働く人がいなくなったらこれは本当に絵に描いたもちですよ。介護する人がいなくなれば高齢者は地域で暮らしていけません。介護に人づくりは、私は本当に地域づくりそのものだと思うとですよ。これからはやっぱり介護予防活動を地域に整備してですね、やっぱり地域の福祉力を付けて、住民が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせるように、地域のニーズに合った取り組みを今以上に行うようお願いして、今回の一般質問を終わります。

○議長（酒見 喬君） 以上で、5番議員の一般質問は終了しました。

続いて、3番議員の質問を許します。3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） こんにちは。3番議員の井下でございます。今回は先に通告しておりましたAED、それと防災行政無線、俗にいう防災無線ですね。この2点について質問をしたいと思っております。

まず、1点目のAEDについてですが、最近でこそ誰もが耳にされることも多くなってきたと思っておりますが、実は2004年7月から一般市民でも使えるようになっております。それ以前は使えなかったんですけども、そこで改正されてはいますが、それに伴い空港、学校などの公共施設等に設置されることも多くなってきております。しかし、誰もが知り得るきっかけとなった要因は2009年、東京マラソンにおいて参加していたタレントの松村邦洋氏が一時心肺停止状態になりましたが、救護班により準備されていたAEDを使用することに、もちろん心肺蘇生もされておりますが、このことですぐに意識を回復し、命にとりあえず別状はなかったということがありました。このことがAEDの知名度を上げることにつながったことと思っておりますが、同時にその必要性も十分に皆さんに知れ渡ったところだと思っております。

また、今年6月の定例議会において、このAEDの設置における空白地帯という観点から本田議員が質問されましたが、今回はそれにかぶせたところでまた質問を行いたいと思っております。

次に、各家庭に設置してある防災行政無線についてですが、これがスタートしてもうおよそ20年になると思っております。その間いろいろなお知らせを伝え、また情報を提供しながら、常に町民の方に寄り添いながら活用されてきましたが、最近ではそういった防災無線に対してもいろいろな声が聞こえてまいります。

そこで数点お尋ねいたします。

まず最初にAEDについてですけれども、1つ目はAEDの必要性をどう考えて

おられるか。2つ目には、町内に今現在設置されている個数と場所、これはもうほとんど同数だと思いますけれども、確認されている範囲で構いませんのでお答え願います。3番目に、設置場所については空白地帯が自分もあると思いますけれども、これに関してはどう思っておられるか、再度確認いたします。

それと防災行政無線についてですが、現在町民の方の何%ぐらいがこの無線を今、利用されておられるか。2つ目に家庭用の修理代、それと屋外についている子局ですね、これのメンテナンスに係る費用は年間幾らぐらいかかっているか。最後に、この無線に対する町民の方の反応は。また、今後改善すべき点もあると思いますが、それについてはどういうふうに思っておられるか、どのように考えておられるかということです。この3点、計6点についてお尋ねします。

明快に、そしてわかりやすい答弁をよろしくお願いしたいと思います。あとは自席にて続けさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 3番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 3番、井下議員のAEDの設置状況と今後についての御質問にお答えいたします。

まず、①のAEDの必要性をどう考えるかにつきましては、AEDは自動体外式除細動器のことで、御存じのとおり何らかの病気や怪我などによって心臓がけいれんを起こしたりして、全身に血液を送ることができなくなったときに使う医療機器であります。AEDの有効性として、心室細動状態のときで2分以内に除細動を行えば救命の確率は80%以上で、5分後では50%にまで下がるといわれております。除細動が1分遅れるごとに救命の可能性は7から10%低下するとの報告がありますので、AEDの必要性は強く感じているところであります。

次に②の町内に設置されている個数と場所は、についてですが、現在南関町が管理する役場、公民館、学校、これは小中学校です。老人ホームなど公共施設16カ所にAEDを設置しているところがございます。単純に校区別に調べてみますと、1校区が5カ所、2校区が4カ所、4台ですね。1校区が5台、2校区が4台、3校区が5台、そして4校区が2台となっております。また、民間においてもビッグオーク、ホテルセキア、いきいき村や久重の和楽の里、また上坂下のうすま苑、そしてこどもの丘保育園、その他として南関高校やJA南関総合支所にも設置されております。

③の設置場所については空白地帯があると思うが、その対策は、につきましては、今年度自主防災組織連絡協議会でアンケートをとった結果からも、各自主防災会で所有の希望はあるものの、保管場所とメンテナンスしていかなければならないという点から「当分の間は現状のままでよい」というところがほとんどでしたが、町で

は当然のことといたしまして、事故・急病の際にはAEDを活用してできる限り究明したいと考えておりますので、町または自主防災組織の活動として今後も訓練方法の普及を行い、住民の皆さんが操作できるような体制をつくりたいと思います。また現在、自主防災会で取り組んでおられる救急救命訓練をさらに繰り返し行ってもらい、AED等最良の救命方法である心肺蘇生法の両方を習得する対策を講じることが優先すべきであると考えております。

次に、防災無線の活用についての御質問にお答えいたします。

①の町民の方の何%ぐらいがこの無線を利用されているのか、につきましては、南関町の11月末現在の世帯数が4,178世帯で、現在の防災無線の個別受信機の貸し出し数が3,760世帯ですので、約90%の方が利用されております。

②の家庭用の修理代、子局のメンテナンスに係る費用は幾らぐらいかかっているのかとの質問ですが、家庭用の修理代及び子局の修理代は年間の補修委託料として235万4,400円支払っておりますが、その中に含まれておりますので個々に住民の皆さまには費用は発生しないこととなっております。

平成25年度において子局30局の機構点検を行いましたので32万3,400円を支出し、また子局のバッテリー交換期が来ておりましたので120万7,500円を支出しております。機構点検の有効な効力が10年、また次のバッテリー交換の時期が5年後の予定となっております。

③のこの無線に対する町民の方の反応は、今後改善すべき点もあると思うが、どう思うかとの質問でございます。防災無線の放送に対して「うるさい」などの苦情を言われる方もたまにはありますが、ほとんどの町民の方にとってはなくてはならない情報伝達手段となっていると確信いたしているところであります。また、近年のいつ何が起こるか分からない災害時の伝達手段として、防災情報は一番の効力のある広報ツールと位置づけております。ただ、平成7年の設置から20年が経過し、設備の老朽化はやむを得ないところがありますが、「音が鮮明でない」「聞こえにくい」などの苦情もあり、改善点があると思います。現在のアナログ方式からデジタル方式への移行時期に来ておりますので、今後デジタル化の中で改善点も含めて検討していきたいというふうに考えております。

以上お答えいたしまして、この後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） まず、AEDのその必要性、これは今町長が答弁されたとおり、全く私もそのとおりだと思います。現在は官公庁をはじめ、不特定多数の人が出入りする場所等に多く設置されておりますが、いざ誰かがその場で心肺停止、

もちろん心肺停止の前に心臓けいれん等が起こるわけですが、そういった場合に救急車が到着するまでに本当に一刻も早いこれは到着が必要になります。そして電氣的除細動をかけなければ1つ人命がなくなってしまう、そういうおそれがいとも隣り合わせしている機械だと思っております。そういうことを考える上ではですね、やっぱり安全・安心を提供するためにも、ぜひこれは備え付けておかなければいけない機器だと思えますし、あえて言うならばですね、もう少し多く、幅広くこれを設置していくのも1つ行政の役目ではないかとそういうふうにも思います。

その認識を踏まえた上で、2番目の設置場所と数ですけれども、自分が全国AEDマップというので確認したところ、27カ所南関で確認ができました。これは今、町長が言われたとおり、官公庁を含めてあとは介護施設、それから銀行、大きなショッピングモールと工場ですね。そういったところがこの全国AEDマップに載っていますけれども、これは日本救急医療財団のホームページに載せてもいいですよ、情報を登録してもいいですよっていうのを、公開することに同意を得たAEDだけが載っているものですから、もっとさらに多くあると思えます。このAEDマップってというのは御存じでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） はい。私もホームページを見て、AEDマップは見させていただきました。議員がおっしゃるとおり、本人たちがどれぐらいのところで、載せるということの了承を得た後でそれが登録をされるというようなことも書いてございました。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） これを見たら精度Cなんですよ、南関町は。ほとんど県内のマップはCがほとんどです。けれどもこれにABCと3ランクあるんですけども、このランクを上げるための点検担当者はそれぞれのところ、官公庁に設置されているそのAEDについて担当者を1人ずつ置かれてあるんでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） リースであります。リースを導入しましたときにまず、職員をそれぞれ担当を決めております。そして年に一度といいますか、支払いが毎月ございますし、それからAEDそのものの開けてみますと電池が入っているかどうかの青ランプというのがありますので、そのランプを確認することというふうに決めているところですが、学校の先生方が保健の先生を最初のうちに当てていたんですが、それについての引き継ぎといいますか、その辺がきちりとできていたかということについては申し訳ありませんが、確認はできていないところであります。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） これはいざというときにきちんと動けばですね、それに超したことはないんですけども、この精度を上げるためには点検担当者がきちんと配置されているか、それともう1つ設置登録に情報の更新日ですね、これが2年以内に行われておれば精度はAなんです。これが2年から4年以内に行われていればB、この更新日と点検担当者どちらかがおればC、一番最低ですね。もうほとんどそれです。けれどもやっぱりこのマップを結構見られる方も多いと思うんですよ。関係各位の人はですね。そしたら南関町はせめて精度を上げていってもらような気持ちもあってもらいたいなって思います。

このAEDのマップですね、これを見た上で自分はやっぱり空白地帯が存在していると思うんですけども、これは町としてはどういうふうに思われてますでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 今のところ現実に申し上げますと、救急であったり夜間であったりということで、先ほど町長からの答弁にありましたように、5分後で約50%という危険な状態に陥るということですので、5分を基準にいたしますとなかなか全域にということは、議員のおっしゃるとおり難しいところだと思いますが、近くには全体的にですね、全部が網羅できるというところではございませんけれども、例えば役場、公民館はすぐそばですが、今現在老人ホームございますけれども、夜勤の職員がおります。非常勤職員であったり委託職員であったりしますので、その者たちにお声かけをいただいたりというふうなことは若干できますが、ほかの施設がなかなか夜間が使えないというところで、位置的な空白の位置的な部分、それから時間的な部分というのは確かに現在あるなというふうなところは感じているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） 私もこのマップを見た上でですね、本当に近いところにはたくさんあるんですけども、これがないところ。特に関町中心には銀行関係、役場、庁舎関係いろんなのがあります。また、分署もそばにあります。それはそれで場所的にはいいんですけども、今課長が言われたとおりですね、夜間の場合、こういったところが1つまた大きい盲点になってくると思います。

分署に行って尋ねましたところ、AEDを救命救急で出動があった場合ですね、実際その現場で、延寿荘なんですけれども、AEDを実際使われていて命をとりとめられた場合と、持って行ったのをそのまま使った場合と2回ほどあると言われたんですけども、やっぱり回復率はその場で1分でも1秒でも早く使われたほうがそれはもう絶対間違いないということでは言われましたし、救急車の到着時間ですね、

これもちょっと尋ねてきました。県北地区に関しては、西豊永までが片道9分から10分、高久野までが8分、上長田までは7分、これ八角目のほうに行ったらもうちょっと時間かかります。坂下のほうの一部になると、これは菊水のほうから来ますし、大原のほうは和水のほうから、三加和のほうから来ます。西豊永あたりが一番かかるというようなことを言われましたけれども、さっき自分も心肺停止からどれぐらいで蘇生率が変わってくるかというのを尋ねようと思ったんですけども、町長のほうが先に答弁されましたけども、もうそのとおりで3分間経てばもう50%です。これがもう10分過ぎれば1桁、数%の蘇生率になります。これを考えたらですね、この9分、10分、もしくは8分、7分ですね、これはもう致命的になりかねません。

そこで、これは提案なんですけども、今東京・大阪を中心に自販機に組み込んだAEDが各飲料メーカーから出されています。これまだあるメーカーでは西日本には入ってきていませんし、東京・大阪のほうを中心にされていますけども、これはもう長くないうちに入ってくると思いますけれども、こういう自販機があるっていうのはもう御存じでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） はい。ニュースで拝見いたしました。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） 資料をちょっと取り寄せようと思って申し込んでたんですけど、今日間に合わなかったもんですからこれはまた来たらお持ちしますので、こういうのもひとつ検討をしてもらえればなと思います。そうしたらもう少し設置範囲も広がってくると思います。

それとですね、デイサービス以外の24時間対応の介護施設、これも町内の介護施設に1つ問い合わせたんですけども、当然、先ほど答弁にもありましたけど、夜勤の人も対応されております。そこはいつも玄関先にAEDを置いておかれてですね、何かあったらいつでも使ってくれということを地域の人たちにはもう触れ回ってあるそうです。だからもう救急車を呼ぶのが早いとか、そっちにとりに行くのが早いとか、近い人たちは安心していけるような、そういうお知らせをやっているそうですけれども、こういったことをされてるっていうのは、情報は入ってきてますかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 私は聞いておりませんでした。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） 本当にありがたいことだと思いますけれども、民間の方でもですね、こうやって地域の安全・安心に寄与されているところはあります。ほか

にも24時間までいなくても夜勤体制で動いている工場とかですね、あとはコンビニ、コンビニはもう結構町中心でお願いしてあるところもあると聞きます。こういったところのですね、先ほど幾つか民間も言われましたけれども、そういった民間もしくはあるかどうかを確認することは町として、それはできますかね。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい、町全体にどれだけのAEDがあるかっていうこと、公共的な施設は調査しておりますが、はっきりわかっておりますけれども、そういったいろんな民間の施設、店舗等についてもですね、行政が行うということであれば可能だと思います。これは1つの例ですが、お隣の定住自立圏の柳川市は、すべてのコンビニに行政が今度、入ってないところに入れました。というのが行政がコンビニ、24時間使えるところに入れてですね、そして使用していただくということですけども、その費用としても200万ほどかかったんですけども、その半分は町内の方が寄付していただいたと。そういったその寄付がいいことかどうかわかりませんが、そういった行政も全体の地域の中のコンビニあたりには置いたということで、うちの町としましても今、井下議員のいろんな御意見ありましたとおり、24時間使えるようなそして広い、いろんな方が広い立場で使えるようなそういったことはやっぱりこれから普及させていく必要があると思いますので、なるべくそういったことの調査をまずやって、そしてからどういった対策をとるかっていうことで検討していきたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） そうですね、もうぜひお願いしたいと思います。そしてこれ、やり方は町長からも言われたとおり、補助とか寄付とかそういうのもあると思いますけれども、今現在、工場なんかで置いておられるところを確認したらですね、幾らか負担をさせてもらって、その代わり地区にも公表してほしいとかですね、あとは町のほうで業者とリースを組んで、それを委託で置かせてもらうとか、やり方はいろいろあると思うんですよ。このやり方はどれがいいか、それはもう検討してもらわないとわからないんですけども、そういうふうな働きかけをしてもらってですね、そしてそういった町との約束が結ばれたところにはAED設置の看板等を目立つように付けたらどうかなと思いますけれども、これはどうですかね。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 町が主体となって設置したAED等につきましては、もちろん広く使用していただくためにも、そういったものは設置する必要があるんじゃないかなと思います。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） 防火用水も防火用水の看板があるですね。そうしたらもう住民の方があそこに防火用水があったと、いざとなっても頭にある程度焼きついてくるようになると思います。使わないで済むなら使わないに超したことは、防火用水もAEDも一緒です。けど、いざ何かあった場合ですね、これはもう本当に頭に自然と、体に焼きついているような場所が確認できるようなところがあればですね、誰かAEDをと、最初に発見された方が救急車、AEDと言われたときにですね、「あぁそこにAEDがある」というのをわかっている方がおられれば、救急車が早ければもうそちらがいいんですけども、もう救急車が遅くなる場合とかそういった地域は絶対そういうのが必要だと思いますので、そういうふうにしてお知らせも一緒にやってほしいなと思います。

これは最近気づいたんですけど、役場の庁舎のあれは2階にAEDがありますけれども、これ1階に移したりとかは、そういう考えはないですかね。役場の職員さんはみんな2階に上がればあるってわかるとるけど、近隣の人たちが「役場にあるよ」「ない、ない、ない」と。玄関先にでも置いとってもらえれば、もっと使い勝手がよくなりませんかちょっと思ってたんですけど、どうでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 役場の入り口かどこかちょっと定かではありませんが、AEDを設置している建物であるという表示を南関町役場に付けております。そしてその中では今、2階においているところですが、もし必要があれば1階に移すこともできると考えております。

○議長（酒見 喬君） 質問の番ですが、ここで10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時00分

再開 午後2時10分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

3番議員の一般質問の番でしたので、これを再開してください。3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） 先ほど課長が言われたとおりですね、確かに玄関口にはAEDのポスター、ステッカーが張ってあります。これ一番見えるところに張ってあります。けど、実物がもしわかるのであればですね、土日、防犯上のために2階においてあるのかもわかりませんが、誰でもが使いやすいように配慮を少し考えてもらえればなと思います。

それと、それに伴って職員の方全員がきちんと使えるように。これは音声に従えば誰でもできますから、慌てなければすぐ使えますし、今、心肺蘇生も目視で十分

できますけれども、けいれんの度数っていうのはなかなか目で見てわかりません。このAEDを使えば音声どおりにやれば使う必要がない場合は動きませんし、目で見て無理かなと思っても使える状態だったら動きますので、必ずまずみんな使えるようになってもらって使ってもらえればなと思います。

今、防災訓練とか避難訓練が61の防災組織で行われています。その中で心肺蘇生は必ずどこでも行われていると思いますけれども、このAEDの使用訓練もですね、これも自分たちの地区でもあってますけれども、これもほとんど行われております。それぞれの地域で、自分たちの身を守ろうと一生懸命頑張っておられているのにいざ使おうと思ったらそばにないと。これはもう大変なことだと思います。全部の地域を漏れなくというのはなかなか難しいと思いますけれども、それでも幾らか時間が短縮できるような、そういった配置をぜひこれからも進めていってほしいと思います。AEDを使ったらそこに助かる命があります。これを頭に入れて今後行ってほしいと思います。

それと次の防災行政無線ですね。これは1番目の何%ぐらいかっていうところで90%っていう町長の答弁がありましたけれども、これ残りの10%の原因とかそういうのはわかりますか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 若い世帯、アパート世帯の方々が、たぶんこれはもう想像でございます。はっきりと理由を聞いたわけではございませんけれども、学校関係の連絡等々が非常に欲しいというところで、以前も町のことに余り知らなくてもいいんだけど、学校のことが防災行政無線で流れるのであればというようなことをおっしゃったことがございましたが、今はメールでそういったことの通知が行くということですので、お若い方でとにかく町と余り関連のないというふうに本人さん方が思っているような世帯では、設置を拒まれるというか、希望なさらぬ状況にあるものだと思っております。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） じゃあこの90%っていうのは配置されてる部分が90%っていうことですかね。残りが10%配置されてないっていうことでよろしいですか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） はい、そのとおりでございます。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） じゃあ実際どれくらい、実際のところ動いているか。こういうのまでは把握できんわけですよ。ただ置いてはあるけれども、ほとんどコン

セントが抜かれとったりとか、そういうのは全然、機械にもよるやろうけどそれは把握できんわけですたいね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） はい、今おっしゃるとおりでございまして、1軒1軒の中を確認をしていくわけではございません。故障中であるという場合には連絡がありますので、そこに代替器を持って業者が行ったり、それから本人さんからお持ちいただいて代わりに代替器をお渡しをしたりすることはございますが、自分の意思でコンセントを抜いていたり、それから完全に電池そのものも全部取ってしまっているというような世帯も若干はあるのではなかろうかということは思います。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） 性善説で考えていきますけども、コンセントを抜かれていないということで考えていけばですね、じゃあこの無線が電波状況によって全く聞かれないところもあるわけですよ。電波が入らないとか、そういう話は上がってきてますか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 当初、設置をする際には全部確認をして設置をしていると思います。ただ、周りの建物の建ち具合ですとか、それから屋内においても電化製品がそばにあった場合には入りにくい場所があるので、特にこの修理をする沖電気という会社でございまして、委託会社は、そこの現場に、お宅に行って、そしてこの場所なら聞こえないが、こちらなら聞こえますというのを探して設置をしているというふうに確認はしております。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） 自分もよく聞くんですけども、持っていても、また直っても持って帰ったらまた聞こえないと。これたぶん電波の状況だと思うんですよね。今、課長の答弁で自分も知りましたけども、そういうところには電波レベルを測りに業者が家の人がいいって言ったら伺いはできるんでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） はい。それはできることとしております。ただ、月に一度が原則でございまして、業者が来るのがですね。ですからその期間内、いつにということがわかったときにそのお宅で見ていただいて、していただくということが前提にはなりますが、業者が行ってそして場所を選定するところまで指導をいたします。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） これはもう本当恥ずかしいんですけど、自分はそれ知らな

かったものですから、これは事務の方がたぶん、知ってあるか知ってられないかわからないんですけども、そういうのは広報とかでお知らせもちょこちょこされてるんでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 広報ではですね、申し訳ありません。今の状態で防災行政無線を使えていますかというのを年に1度か2度、広報でお知らせをするということで、電池は腐食をしていませんか、中は大丈夫ですかというふうな、いうならば台風の前に広報で周知をさせていただいているだけで、今のような電波が具合が悪い場合には業者が来ますよというような内容の周知をしたことはございません。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） できればですね、その辺もお知らせの中にぜひ加えていただければ、「何が原因でうちの防災無線鳴らんとだろろうか」と思われている方もおられると思うんですよ。もちろんですね、防災無線が聞こえないわけですから防災無線でお知らせしても何も意味がありませんので、広報とかでもお知らせしていただいてまず、問い合わせを総務課なら総務課の電話として受け付けてですね、それでどういう状況かとか、あとは業者がお宅にお邪魔していいかとか、その辺まで了承を得た上でそういう対応をとってもらえればもっと利用率が高くなってくるんじゃないかなと思います。

3番目がですね、もう自分の耳に入ってくるのも、町長が言われたように1つはボリュームを下げているにもかかわらず、ジージージージ音がしてうるさいと、そういう人の話も聞きますし、ただこれは、うるさいがうるさいとかじゃなくて、家で在宅介護をされてたりとかですね、ちっちゃい赤ちゃんがおられたりとか、そういったときには本当に家の人はずうさい以外何もないと思うんです。これはこれとして自分も理解できます。

ただ一方ですね、本当に災害があった場合、高齢者の方の命綱になるのも事実です。だからこれはどっちも正しいとは思いますが、また朝・昼・夕方・夜と一定のリズムをこの防災無線のお知らせでですね、1日のリズムを取っておられる方もおられます。こういうことを解消するのに先ほど町長が言われたデジタル化、これによってこういうことは解消できそうですかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 防災無線のデジタル化については、もう懸案の事項でございまして、いつにするかということで今まで検討してきたところでございますが、今度庁舎の建設が改築なりでございます。そうしましたときに併せてしないと防災センターまたは防災室というものを当然、つくることとなると思われまますので、そこ

のところで一緒に検討していきたいというふうに考えておりますので、具体的にはまだ何も決まっていないところでありますけれども、プロポーザル方式、結構額が大きくなるが見込まれますので、契約の方法等々も考えながら、それから子局の工事1年間、それから個別の受信機1年間というふうで大体2年ぐらいを、工事だけで要するのではなかろうかというところまでぐらい今、検討しているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） もちろん費用がかかるのはわかります。庁舎の改修、改築等に検討するということですが、できればもうそれと並行してことが進むように、もう早速検討には入っていただければ、1日も早い改革をしていくべきだと思います。自分たちは親子二世、三世で家に住んでますけれども、本当に高齢者のひとり暮らし、二人暮らしのところはですね、いざ災害が来た場合、今何もないですから平和でいいんですけども何かあったら、やっぱりこういったお知らせがないと本当に取り残されてもう悲惨なことになるかもしれません。そういうことを考えたら費用対効果も大事ですけども、そういうところはある程度考慮した上で1日も早く進めていただければと思います。

大体、自分が今日言いたいなと思うことは言ったものですから、もうまとめに入りますけれども、AEDにしてもですね、防災行政無線にしても、本当に何回も言いますが、普段は何も役に立たないかもしれんです。けども何かあったらそこにもう人の命がかかわってくるものですから行政の大きな役割の1つとして、住民の生命・財産を守る、これは大きな役割の1つだと思いますし、また責務であると思います。このことを十分に考えて1日も早い問題解決を望んで、自分の一般質問を終わります。

○議長（酒見 喬君） 以上で、3番議員の一般質問はすべて終了しました。

続いて1番議員の質問を許します。1番議員。

○1番議員（立山比呂志君） こんにちは。眠い時間すみません。1番議員の立山です。よろしくお願ひいたします。

今回は、佐藤町長の政策の中で上げられている健康で長生き、元気なまちづくりに向けた健康増進、介護予防事業を推進しますと言ってらっしゃったことに対して質問をしようと思っています。

我が町も少子高齢化が進み、2010年から30年間で消滅可能都市になっている現状があります。南関町52%、長洲54.6%、和水が51.8%です。先ほど境田議員の一般質問の中にもありました事業所の撤退が見受けられるということで、そのとおりです。介護サービスの九州・沖縄地区経営実態調査によると、

今年8月時点で介護サービスを提供していた事業者は2,802社、熊本は284社に上ります。13年と14年度の決算を比較できた2,445社の売上高を見ると、増収は34.7%、横ばいが43.1%、減収は22.2%でした。純利益が比較できたのは801社で、減益が34.7%、赤字が23.3%で事業所の約6割が赤字でした。

以上のように介護サービス事業が今、業績が悪化しているということになります。そこで今回の質問内容です。障害者の支援対策についてです。

1番、生活環境整備などの相談、補助金など対応はどのようになっているか。2番、町の施設など障害者に対して優しいつくりになっているか。3番、就学の場合、支援など町のバックアップ体制はどのようになっているか。

高齢者が安心・安全に住める町ということで1番、高齢者の生活支援など、町の対応はどのようになっているか。相談に十分乗っているか。2番、生涯学習や趣味、娯楽など高齢者の生きがいを考えているのか。3番、高齢者の移住促進計画などあるのか。

以上のことを踏まえ、佐藤町長がいつも言ってらっしゃる町内に住んでいる方が、この町に住んでよかった、町外の方が南関町に住みたいと言っていただけるような町にしたいということで、一步でも近づけるために質問したいと思っております。あとは自席でしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 1番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 1番、立山比呂志議員の障害者の支援対策についての御質問にお答えいたします。

まず、①の生活環境整備など、相談、補助金など町の対応についてですが、住環境に関するものとしたしまして、障害者の地域における生活を支える地域生活支援事業の中に住宅改修費給付事業というのがございます。この事業は日常生活を営むのに著しく支障のある住宅に住まれている重度障害者の方が、段差解消等の住環境の改善を行う場合、住宅改修費を給付することによって地域における自立の支援を図り、その福祉の増進に資することを目的としております。

また、公共施設等の環境整備につきましては、農村広場グラウンド内に多目的トイレの設置、小中学校にはスロープや多目的トイレの設置、第一小学校と中学校にはエレベーターを設置しております。また、体育館の整備におきましても、段差の解消、スロープの設置などに配慮しているところでございます。

今後の公共施設整備におきましても、バリアフリーに配慮した整備に努めてまいりたいと考えております。

移動手段といたしましては、町独自のタクシー料金助成事業、乗り合いタクシー

事業を行っているところでございます。

次に、②の障害者施設など充実しているのかについてですが、障害者関係の施設につきましては、町内に児童発達支援事業所1カ所、障害者支援施設1カ所、グループホーム1カ所、短期入所1カ所がありますが、有明圏域ではそのほかに障害者支援施設5カ所、グループホーム14カ所、短期入所6カ所などがございます。充実しているかということでございますが、重度心身障害者の方の入所施設につきましては、残念ながら有明圏域にはございません。熊本市や県南、大牟田市にはございますが、定員に空きがなく、新規利用となると難しいような状況でございます。これにつきましては圏域の課題として管内市町で協力して県などに要望していかなければならないと考えているところであります。

次に③の学習の場、支援などの町の対応についてですが、小中学校の施設整備状況については、各小中学校で多少の違いはございますが、全体的にスロープ、昇降口等の自動ドア、多目的トイレを設置しておりまして、一小と中学校には先ほど申しましたとおり、エレベーターも設置しております。また、各小中学校に計9名の支援員を配置しておりまして、人的支援体制を整備しているところであります。

次に、高齢者の安心・安全に住める町についての御質問にお答えいたします。まず、①の高齢者の生活支援などの町での対応はどのようになっているかについてですが、町では高齢者の生活を支えるため、介護保健サービスとともに高齢者福祉サービスの充実にも努めているところでございます。住んでよかったプロジェクト推進事業としまして、本年度施行を始めました乗り合いタクシー事業やタクシー料金助成事業、買い物宅配サービス事業などを行っております。また、町及び事業者等が相互に連携を図り、地域全体でひとり暮らし高齢者等の見守りを行うひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク事業ということで、平成25年度から町内事業所の方と協定を締結して進めておりますし、町社会福祉協議会では各地区に福祉員を設置して見守り等に取り組んでいるところでございます。

次に、②の生涯学習や趣味の学習など生きがいについて町での対応はどのようになっているかについてですが、高齢化が進む中、生きがいを持っていきいきと暮らしていただけるよう町では学びや就労、交流や体験活動に取り組めるよう機会の提供支援にも努めているところでございます。高齢者が生涯学習や趣味の学習に取り組む場といたしまして、5つの公民館講座の開催や町文化協会への支援を行っております。また、就労の場を確保し、地域社会に貢献することを目的としましたシルバー人材センターへの支援、生涯学習やボランティア活動を行われています老人クラブへの支援なども行っておりますし、町の施設であります交流センターでは小学校、老人クラブ等の協力によります世代間交流事業の開催や趣味の活動などが行われて

おります。今後も高齢者の方々のニーズに合った文化活動やスポーツ活動、健康づくり活動を支援しまして、元気にいきいきとした生活を送っていただけるよう生涯学習などの充実に努めていきたいと思っております。

次に③の高齢者の移住の推進計画はあるのかにつきましては、移住の受け入れを推進する計画、これは日本版C C R Cに関する質問だと思いますが、現在そういった推進計画はございませんし、今のところ考えていないところでございます。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 障害者の支援対策についての生活環境整備などの相談、補助金など町の対応についてですが、町長が申しました住宅改修費給付事業、小規模な工事の対象ではございますけれども、対象となる改修の範囲は手すりの取り付け、段差の解消、すべり防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更などが対象となっております。また、洋式便器等への取り替えとか対象となっております、対象者は町内に住まわれてる方かまたは障害の状況で違うんですけども、そういった障害をもたれている身体障害者の方であって、障害程度が3級以上の方などとなっているところでございます。

それから相談・申請の窓口は福祉課で、改修費用につきましては上限20万円の範囲内ということ、利用者の負担は5%となっているところでございます。利用者の実績につきましては、平成26年度に1件、27年度今年度1件利用されているところでございます。

それから高齢者の安心・安全に住める町についての高齢者の生活支援などの町での対応につきまして、先ほどまちづくりプロジェクトは申されましたが、高齢者福祉サービスの主な事業といたしまして、ひとり暮らし高齢者等の緊急時のための緊急通報装置の貸与、それからひとり暮らし高齢者等が一時的に利用するための生活支援のショートステイ事業、それから外出が困難な方のための輸送サービス事業、それから在宅要介護者・高齢者のおむつ等の費用助成とかですね、あと生活支援のヘルパー等を派遣するヘルパー事業とか、それから福祉バスの運行などを高齢者福祉サービスとして行っているところでございます。利用の対象者につきましては、それぞれの事業ごとに規定をいたしているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 1番議員。

○1番議員（立山比呂志君） ありがとうございます。それではまず、1つ1つちょっといきたいと思えます。障害者支援の対策ですけれども、この南関町に障害者手帳を持っている方は何人いらっしゃるのでしょうか。もし、わかれば障害者区分が6段階

あると思いますけども、わからないときは結構です。もしわかれば6段階の人数も教えてください。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 27年の3月末ですけれども、身体障害者の手帳を所持されている方が全体で789名ということでございます。級別につきましては、1級の方が218名、2級の方が100名、この方までが重度ということになるかと思えます。それから3級が136名、4級が203名、5級の方が57名、6級の方が75名ということでございます。

○議長（酒見 喬君） 1番議員。

○1番議員（立山比呂志君） ありがとうございます。約800名の方が南関に住んでいらっしゃるということですね。わかりました。

それで、明日また立山秀喜議員が一般質問されるんですが、その中で、これが実際にあった話で申し上げますけども、福祉課の窓口で障害者手帳を申請したときに違う町は2週間から3週間でできているのに、南関町は1カ月も2カ月も待たせてできてないという話があって、それはおかしいやろうと思ってその本人さんが取りに来られたら担当者がいなくて、もうだいぶ前に申請しているので絶対できているはずだから本人がいなくてもちょっと机の中の引き出しを見てくださっていったらあったそうです。要するに月をまたいだら医療費を払うのに40万かかるのに、その手帳があればそんなに払わなくていいんですけども、そういう感じでもたまたまそのときは電話をしてもつながらなかったから本人が机の引き出しに忘れてたかもしれませんけどですね、そういう場合もありました。それと、もう1件あったのが、身障者手帳の関係を申請するのに医師の診断書をとってきてくださいということと言われて、医師の診断書をとってきました。我々もちょっと猟銃を関係するんで医師の診断書とかいうと憲法何条、第何号何の何っていう規定するっていういろいろ文言があるんですけど、たまたまそのときにはそういうことを言われずに、ただ診断書をとってきてくださいと言われたので、かかりつけの医者から診断書をとってきたら、いきなり見て「これ違います」って言われて、その診断書が5,000円かかるのに、それはないだろうっていう話になって、そういう診断書があればそれを渡せばいいのに、ただ診断書をとって口頭でいってくださいっていうことですね、これもちょっと本当にあった話なんで、ちょっと福祉課、だけん結局何を言いたいかと言いますと、人事異動がどのようになっている。だけん、結局窓口に行ったときにたぶん、不慣れだったと思うんですよね。人事異動で本当に慣れた人をずっと置いとってもらわないと、こちら側がいつでも全然対応になってないっていうことなんですよ。その人事異動の基準がどのようになっているかをちょっとお

聞きしたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 職員の人事異動についてということでございますけれども、一応定管理計画を立てておりまして、定年で退職したり、新規採用者があったりということで異動をするわけなんです、実際役場といたしましては事務が深く掘り下げて専門的にするというのも1つの考えでしょうけれども、住民の方は「役場の職員なら何でん知っとっど」と。どんなことを聞いてもわかるだろうというふうに思われる方が多くて、しかもやはり私たち職員といたしましては、いろいろな業務をきちんと把握をするという必要があるかと思いますので、若いうちに、特にいろんな業務を経験して各課の事務の内容の把握をさせたいということで、理想的には3、4年ぐらいで異動をさせたいというふうに考えているところですが、今、議員がおっしゃったように機械的にはできないことで、きちんとその状況を把握できる職員がそこに残っていないと業務が停滞してしまうということもありますので、そういったことを勘案しながらやっているものであります。ただ、今議員がおっしゃることは、この人事異動の件とはまた別の問題でありまして、職員が当然、自分が事務を担当していて、そして身体障害者の申請をする際にはどの診断書が必要なのか、これは指定してあります。医師の診断書はこの様式ですよというふうにしてあると思います。私は娘のを見ましたので、そういったところがございますのでそのところをきちんと自分の業務の中でその職員が責任を持って業務に当たるべきであったというふうなことで、非常に私としては申し訳ないことがあったなど、この申請をなされた方に御迷惑をおかけしたことにお詫びを申し上げて、今後こういったことがないように自分の業務はどういったことである。何という法律の下で自分が仕事をしているのだ。そしてその法律に基づいた業務は、これこれこういうような事務が必要なんだということを把握をするような、そういった指導をしていきたいと思っております。すみません。お願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 今、お話を聞きまして、時期がいつであったかそれはもう関係なくですね、そういうことがあってはいけませんし、職員には今いる職員含めまして、こういうことが以前あったということは伝えて、今そういうことがあつてると私は思っておりませんが、徹底して、窓口に来られた方の対応は担当者がいないときは後で連絡するか、そのときわからなくても電話で聞いたりですね、後で連絡しますということで、そういう単純じゃないですけど、やってはいけないようなことはやっていないとは思っていますが、もしあっているのですでしたらすぐこちらのほうにもまた、伝えていただきたいと思います。本当に申し訳ありませんで

した。

○議長（酒見 喬君） 1 番議員。

○1 番議員（立山比呂志君） ありがとうございます。本当にですね、これはあった話なので、作り話じゃありませんので付け加えておきます。

今、経済課でも猟友会でわなの免許が少ないんで、経済課でも取ってもらってってということで、ほかの担当のほうからですね、そういう専門職で講習会とか専門の免許など、どのようになっているのか、聞きたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 質問者に申し上げますが、この告知にありませんが、そういうことを聞きたかったら、この告知に一言書いていただきたいと思います。今回、それを聞きますか。これは先ほどの人事の案件も同じですが、非常に人事の怠慢というのを私、気にしましたので許しましたけど、よかったら告知の内容でお願いします。

1 番議員、よろしいですか。

○1 番議員（立山比呂志君） はい。

○議長（酒見 喬君） 1 番議員。

○1 番議員（立山比呂志君） わかりました。じゃあ次にいきたいと思います。すみません。

町の施設の充実に関して質問したいと思います。それでは障害者がすぐに入れる施設などはありますか。入れるということはすぐ車いすとかつえとかですね、そういうところで階段とかさっき言いました、ああいうところがありますかというところです。よろしくをお願いします。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 障害者の方が利用するため、すぐ入所ということだと思いますけれども、入れるようになっているかということだと思います。障害者の方、身体障害者の方だけじゃなくて、知的障害者の方、あるいは精神の障害者の方いらっしゃいますけれども、身体障害者の方の入所っていうのは管内ですね、待機が多いというような状況でございます。それから知的障害者の方はタイミングもありますけれども、待機は余りないというような状況でお聞きしております。それから精神障害者の方が利用されるグループホームにつきましても、空きがない状況ということで聞いております。そういう方は入院されている方が多いということでお聞きしております。

○議長（酒見 喬君） 1 番議員。

○1 番議員（立山比呂志君） はい、わかりました。それとその関連で、町に施設があると思います。各役場とか公民館、南町民センターとかいろいろあると思います。

そこの施設が利用しやすいようになっているのでしょうか。それと、もしなっていないければお声があると思います。そのお声がどういうものなのか、それとまた改善するところがあればですね、改善する箇所とか、至急にするとか後にするとか、検討中なのかあればお尋ねしたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 町の施設につきましては、建設課を中心としましてユニバーサルデザインの検討をずっとしてまいりました。そして、その際におきましては、その施設、施設で金銭を、要するに予算を費やしてすることでしかできないこと、それからほかの職員でどうにかできるものということもいろいろと検討して、それぞれの施設はこうあったほうがいい。例えばサイン、こっちに行くとなんかあります、こっちに行くとなんかありますというところのそばにポスターやいろんなものがべたべた張ってあってはわかりにくいとか、段差があるから、その段差の横にスロープをつけたほうがいいとか、それからその場合にはですね、高齢者の場合、それから視覚が若干不自由な場合、それから妊娠中の場合ということでいろいろなパターンで体にいろいろ重石を付けてみたりして、どのような害があるかというふうなことでここはわかりにくい、ここは見にくい、ここは使いにくいというようなところをきちんと確認をしていったところでございますが、今のところ形として残しておりますので、その部分については若干の解決をさせたというところが全体的な話としてはございます。1件ずつであればまた別でございますけれども、そういった見直しは随時しているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 1 番議員。

○1 番議員（立山比呂志君） その見直しの中でですね、やっぱり年間で取れる予算とかいうのはありますか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 特別にこの部分に当ててというふうな予算は付けてはおりません。修繕ですとか、それからユニバーサルデザイン化ということの対策にという特別な場合にはその年度年度に上げますけれども、その部分のために予備として置いておくとか、そういったことの予算はございません。

○議長（酒見 喬君） 1 番議員。

○1 番議員（立山比呂志君） はい、わかりました。町の施設、ニーズに沿っていろいろしていただきたいと思います。

それから、次にいきたいと思います。就学の場とか支援とかいうところなんですけれども、厚生労働省が雇用政策研究会というところの報告によりますと、人口将来推計をもとに経済成長がなくなって、高齢者、女性の就労が進まないケースでは、

2030年に全国で就労者が5,561万人となり、2014年で12.4%、750万人減少するという事です。熊本は15.1%、13万人減少するというところで、障害者雇用率制度というところで障害者雇用促進法で、障害者の法定雇用率が2013年に1.8%から2%に引き上げられました。また、2015年4月からは200人以上から100人以上に中小企業が引き下げられました。全国で8万5,000社あり、達成率は44.7%です。近年、障害者の就労意欲は急速に高まっていると聞いています。障害者が通う特別支援学級で卒業しても就職できるのは3割程度だそうです。

そこで町に来ている企業に対してお尋ねします。町企業数の全体数は何社あるでしょうか。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大木義隆君） 町の企業数というお尋ねですけれども、統計調査の経済センサスが24年、行われております。その中で事業所という位置づけで調査をしてございますが、事業所としては462の事業所があるということになっております。

○議長（酒見 喬君） 1番議員。

○1番議員（立山比呂志君） 462社あるということで、先ほど言いました障害者の雇用率の該当者の数はどれだけあって、達成率はどれだけありますでしょうか。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大木義隆君） 先ほど議員おっしゃられましたように、平成25年から障害者の雇用の促進等に関する法律というものが改正されております。民間企業で1.8%が2%ということになっております。その報告の義務があるのが町内に本社があって、従業員が50人以上ということでハローワークに届ける必要があるということでございまして、ハローワークのほうに問い合わせましたところ、対象の事業所が9社南関町にございまして、そのうち8社はこの達成をいたしているということで達成率は88.9%となっておりますということでございます。

○議長（酒見 喬君） 1番議員。

○1番議員（立山比呂志君） ありがとうございます。それでこれわかるでしょうかね。町内在住で町外に勤務されてる方ってわかりますか。わからなければいいです。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大木義隆君） 以前、いろいろ町内企業に勤めて、町内からっていうお話をしておりますけれども、そこについてははっきりと数字はつかんでいないところがございます。国勢調査等を調べれば若干わかるかとは思われますけれども、ここでは持ち合わせておりません。

○議長（酒見 喬君） 1 番議員。

○1 番議員（立山比呂志君） はい、わかりました。そんなにたくさんはいらっしやらないと思いますけど、やはり町内に住んで町内になれば町外に勤務されている方がいれば大変いいことだと思います。

それで次にいきたいと思います。次が先ほども福祉課長のほうからいろいろ言われましたけど、高齢者の安心・安全のところなんですけども、先ほど言われましたもし相談されるなら福祉課に来られると思います。先ほど言われましたように高齢者が相談に来られて町でできること、できないこともありますけど、仕事の場合にはハローワークなんか行かれると思いますけど、そういう振り分けみたいな感じのことがあればちょっと教えていただければと思います。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 福祉課におきましては、高齢者関係の業務を管轄しておりますので、全体的なことは福祉課になります。福祉課の中も分かれておりますので、先ほど申しました高齢者福祉サービスにつきましては、基本的には福祉課の福祉係のほうで対応していますので、窓口に来ていただくということになります。それから介護保険関係につきましても福祉課介護保険係、それから地域包括支援センターがございますので、そちらのほうでなりますけれども、認定を受けられて介護保険につきましてはサービスを利用される際は要支援の方は地域包括、要介護の方は居宅介護事業所等の利用ということで、また施設入所とかになりますと希望される施設へ直接だったり、居宅介護事業所に紹介してもらったりすることもできるということになっております。それから高齢者の方の健康医療保険関係はもちろん保健センターのほうで対応しておりますし、最初に町長が申されましたプロジェクトで行われている事業につきましては、まちづくり課のほうで対応しているというようなところで振り分けはなっております。

それから町以外の業務につきましては、基本的には福祉課のほうに来られると、町でやってない業務につきましてはこちらですよという御案内を丁寧にするように、また心がけていかなければならないと思いますし、今でも行っているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 1 番議員。

○1 番議員（立山比呂志君） はい、わかりました。それで10月1日から乗り合いタクシーが始まっておりますけども、それでこの間、宮崎の中心部で軽自動車は歩道を約700メートル暴走し、計7人の人が死傷する事故が起きましたね。あの男性は認知症という症状があったそうです。2014年で起きた高速道路の逆走は224件のうち運転者が認知症の疑いがあるのは26件、75歳以上が起こした死亡事

故は471件だったそうです。交通事故の死者が年々減り続ける中、高齢ドライバーが重大事故を起こす増加が目立っています。それで、これ聞いた話ですけども、自分は認知症なのに自覚したくないっていう方がいらっしゃるそうです。免許の返納もだんだん高齢化していると聞いています。そういう免許を返納しても車がなくても安心な環境ということで乗り合いタクシーが今、町内を走っていると思います。そういう面で11月1日に総務産業で聞きましたけども、それからまた1カ月半が過ぎています。約2カ月半の運行をしていると思います。

それで今までの結果を、成果をちょっと聞きたいと思います。よろしく願います。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大木義隆君） 11月の利用状況について御報告申し上げます。登録者数が合計で今1,100名になっております。10月に比べて78人増えております。それから利用者数につきましては、11月の利用者が206人、前月10月に比べて71人増加しております。あと利用額につきましては5万4,600円で、前月に比べて2万400円増加しております。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 1番議員。

○1番議員（立山比呂志君） はい、わかりました。利用者数も増えていった半面、乗られる方のニーズがあると思います。ニーズの主なものを教えていただきたいと思いますが。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大木義隆君） ニーズにつきましては、近く今月中ですけども、アンケートをとりたいというふうに考えております。以前、お話ししましたように12月にはアンケートをとるということをお伝えしとったかと思えます。それを実施するということといたします。

○議長（酒見 喬君） 1番議員。

○1番議員（立山比呂志君） そのお声の中で今後の取り組みもできると思いますけど、今、そのニーズの前に課長が考えている今後の取り組みですね。我々のほうからもいろいろ提案をしましたが、ほかにあればお尋ねします。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大木義隆君） この導入のときにいろいろ議員の方から要望等を聞かせていただいております。バスに対する補助金、それから福祉バス、それから返納者に対する対応、それから便数等につきまして御要望があったかと思えます。それにつきましても今、試験運行ということでその検討に入っていく必要があるとい

うふうに考えております。

それからもう1つ、町外への運行ということもございます。玉名の定住自立圏、それから有明圏域の定住自立圏にもそのことについては述べておるところでございますので、そのあたりも検討していきたいというふうに考えております。

○議長（酒見 喬君） 1 番議員。

○1 番議員（立山比呂志君） ありがとうございます。先ほど宮崎の交通事故とか免許返納のことを言いましたけど、さっき言いましたように車がなくてもそういう安心な環境を町でつくっていただきたいと思います。それが後から出てきますけども、移住関係のほうにもつながってきますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは2 番目のほうにいきたいと思います。生涯学習や趣味、娯楽のところですか。前回は聞きましたけども、健康体操など健康増進の取り組み、A-L i f e があると思いますけど、もっとほかにあれば聞かせていただきたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 健康体操以外の取り組みで、A-L i f e の取り組みということでは福祉のほうといたしましては、A-L i f e のほうには健康増進事業によります健康教室のほか、あとはこれも介護予防ですけど、1 次予防の拠点コース、それから各地区での健康教室は先ほど申されました集会所での元気づくり、その分をN P O 法人のほうに委託しているところでございます。そのほか、N P O 法人のほうには福祉のほうでは委託はございません。

○議長（酒見 喬君） 1 番議員。

○1 番議員（立山比呂志君） ありがとうございます。

続きまして、そのあとの趣味や娯楽のほうなんですけども、その辺の提供などはどのようになっていますでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（島崎 演君） 今の御質問の趣味や娯楽という分につきまして、生涯学習の担当が教育課の中にありますので、それに合わせてお答えいたしますと、現在、公民館講座というのを開いておりますが、現在5 つの講座、気功、郷土史、それから切り絵、郷土料理、ペン字教室という5 つの講座を各定員2 0 名から3 0 名で開講しております。また、先ほど町長のほうからもありましたけど、文化面では文化協会の活動を支援しております、現在3 6 団体、約3 0 0 名の会員の方が趣味を楽しんでおられるという状況でございます。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 高齢者の方の生きがいとしましては、あと町のほうでは交

流センターがございますので、交流センターに老人クラブ連合会の事務局を置かれておまして、そういった活動等を交流センターを含めて利用されながら町内の方、交流センターには高齢者の方だけじゃなくいろいろな来られますけれども、その施設を利用して趣味などの活動をされているということがございます。それからすみません、先ほどNPO法人の委託の件ですけれども、あと2次予防事業ですね、介護予防事業の2次予防事業の関係を地域包括センターのほうで委託をしているということで追加をさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 1 番議員。

○1 番議員（立山比呂志君） 結構いらっしゃいますね。あともう1つお聞きしたいんですけども、教育課のほうにですね。お年寄りに学ぶ会とかお年寄りと交わる学校応援団のほうがあると思いますけど、今どれくらいの方がいらっしゃいますか、わかりますでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（島崎 演君） 学校応援団の登録者数でよろしいでしょうか。300名ほどで昨年度が活動の件数が1,180件ほどございました。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 1 番議員。

○1 番議員（立山比呂志君） ちょっと何を聞いたかちょっとあれなんですけども、お年寄りとお中学生ですよ。だから学校応援団としてはもう18歳からお年寄りまでいくんで、お年寄りだけのほうを聞いたかったんですけども、数字が出てなければ仕方ないと思います。

それともう1つ、お年寄りに学ぶ会なんですけども、校区単位に今なってるんですけど、これが一小校区の方が四小校区の人と、校区の交流とかありますでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 今のところ、ここにも委員さんおられますけれども、南関揚巻寿司だとか、あるいはせっけん作りだとか、そういったことで地域婦人会の高齢者の方々が校区を越えて応援をさせていただいているのはあります。

○議長（酒見 喬君） まだ長くかかりますか。1 番議員。

○1 番議員（立山比呂志君） もうちょっと。

○議長（酒見 喬君） もうちょっとで終わるなら続行します。

○1 番議員（立山比呂志君） もうちょっとで終わります。

○議長（酒見 喬君） 1 番議員。

○1 番議員（立山比呂志君） 巻きます。わかりました。

続いて高齢者の移住のところなんですけども、先ほど何もないと言われましたけど、内閣府の調査で老後は別の地域に移住したいという割合が19.1%でした。これが若い世代になるほど前向きだったそうです。希望する移住先として地方都市が55.2%なんですけども、農山漁村、要するに山とか海ですね、そういうところが20.3%でした。移住先の条件として気候や自然環境に恵まれていること、医療介護の環境が整っていること、買い物やレジャーなど利便性が高いところなどが上がっていたそうです。よく考えてその文言を考えると、我が町にも当てはまるところが幾つかあると思います。こうした中、移住推進計画があるかなとしてお尋ねしたところでしたが、ないということで、でもまち・ひと・しごと創生戦略でうちの戦略の中に若い人の戻って来て生活できるようなところがありました。「本町を離れた若者が南関町に戻って生活できるようにすることが重要」という文言があります。この文言を少し説明していただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大木義隆君） 若い人もということ、離れた人が帰っていただきたいということの文言の例といたしましては、南関町ふるさと応援団という構想があるかと思います。南関町から出られた方が帰って来たいと思うような情報を提供する。あと今取り組んでおりますが、空き家バンク、また先ほど申しました南関町に実家がある方あたりは、家はあるということが1つ考えられるということで、働く場やいろいろな町の支援策等についてお知らせしながら「ふるさとはいいですよ」ということをお伝えして帰って来ていただく動機付けにできればということで書いているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 1番議員。

○1番議員（立山比呂志君） もう少しく下さい。前に離れた若者が帰って来るっていうので沖縄の島があったと思います。あそこはやっぱりそういう今、課長が言われたように町の人を受け入れやすい体制をとれば帰って来る、戻って来るようなことができると思います。

それで今年住んでよかったプロジェクトの見直しがされると思います。そこで町長にちょっとお尋ねします。町職員126名がいると思います。フルネーム全員言えますでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） フルネーム、担当課のどなたと想像してそれぞれすればできると思います。

○議長（酒見 喬君） 1番議員。

○1 番議員（立山比呂志君） はい、ありがとうございます。さすが町長。これはある研修で聞かれたことでした。首長がそういう全員の名前を言える、そういうところがやっぱりいいまとまりがあるというところで聞いてきました。

今年から来年にかけてそのプロジェクトの見直しができるんですけども、18項目ある中でほとんどぱっと見た感じ全部金銭面が書いてあるんですね。私が何を言いたいかと言うと、今町長が全員名前を言えますということだったら、ある程度その職員の性格があると思います。その性格を見て、規制は緩和した、金銭面も緩和した、あとは人材育成が大切だと思います。その人材育成でさっき町長が名前を全部言えるということで、性格で適材適所を選んでいただいて、そのプロジェクトの中にお金だけじゃなくて人材、南関町にはこういう人材、役場の職員もそこですよ、ほかにもこういう人材がいる、そういう人材をそのプロジェクトの中にも入れてほしいと思っています。ほかに変わったところはですね、やっぱりもう今からは人材だと思っているので、よければ金銭面も大事かもしれませんが、私は人材がもっと大切だと思っています。

今回ですね、佐藤町長の思いで雪野副町長が私の足りないところを雪野副町長がカバーするというので選んでいただいたと思います。これからその足りないところを町長が盛り上げてプロジェクトが本当に見直されて、よりよいプロジェクトができるように期待して一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（酒見 喬君） はい、御苦労さまでした。

以上で、本日予定しておりました一般質問はすべて終了しました。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 明日17日は午前10時に本会議場に御参集ください。

本日は、これにて散会します。

起立、礼、御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午後3時14分